

〔史料紹介〕

尾張領内御殿の記録

原 史 彦

一 本稿の構成

二 〈編年史料〉の性格

三 〈地誌類〉の性格

一 本稿の構成

尾張藩が名古屋城下以外の領内に経営した御殿について、これまで熱田東浜御殿及び熱田西浜御殿を中心にそれぞれの存亡と機能、一部御殿の構造について考察を行った。この成果については、論考1「熱田東浜御殿・西浜御殿の成立と終焉及び構造の分析」（徳川林政史研究所編『研究紀要』第五十五号 二〇二二年三月）、論考2「尾張領内御殿の存亡と機能（上）」（同第五十六号 二〇二三年三月）、論考3「尾張領内御殿の存亡と機能（下）」（同第五十七号 二〇二三年三月）の三回に別けて紹介を行っている。

分析の典拠とした基本史料は徳川林政史研究所蔵の尾張徳川家伝来文書「嘉永元年申十月出来 尾州并岐阜御殿等當時存亡吟味留完」（以下、「存

亡吟味留」という）である。ここには幕末の尾張藩が行った領内御殿の調査成果に基づき、熱田の両御殿及び、小牧・荒居・朝宮・坂下・水野・萩原・荻安賀・佐屋・津島・横須賀・岐阜の一三御殿と、川村御茶屋が掲載されている。この一四箇所が幕末時に藩として認識していた領内御殿及び御殿類似施設である。ただし、「存亡吟味留」を編纂した時点で機能していた、もしくは御殿地が明確に遺っていた御殿は熱田の両御殿のみのため、同書では既に大半の領内御殿が実態不明として報告されており、同書だけでは各領内御殿の概要を明らかにすることはできない。そのため、後世編纂された地誌類を含めて記録の蒐集を行い、同書掲載の領内御殿以外にも大野・土田の二御殿が存在していた事を確認した。よって計一五箇所
の領内御殿及び川村御茶屋について論考1〜3で紹介した次第である。また、論考2では現在確認される諸御殿の図面類を、論考3では「存亡吟味留」の全文を翻刻した。

本稿では、「存亡吟味留」以外の記録について、事項の時期が判る記録を〈編年史料〉として、年紀不明だが領内御殿の記事がみえる記録を〈地

誌類」として御殿別に掲載した。各記録の刊記情報は本稿の文末に記し、概略説明は刊本の場合のみ、それぞれの解題内容を基本的に踏襲した。ただし、紙面の都合により本稿に掲載した全ての記録を論考1〜3で引用したわけでは無い。論考1〜3発表後の刊行である『瑞龍公實録』を一覧に加えてはいるが、翻刻刊本のみ調査掲載に留まり、未刊行記録の紹介は一部に留まる。未刊行記録の調査は今後の課題である。

表記上で留意する点として、熱田の両御殿についてはどちらの御殿を指すか判断できない記録がある他、他の御殿記事には複数の御殿を併記する記録もあるため、該当する御殿それぞれに重複して同一記録を掲出している。そのため、史料番号と記録の実数は一致しない。また、刊本からの転載記録の中には誤植・誤記と思われる箇所があるものの、原本確認ができないため刊本での表記のまま掲載している。

掲載の順番は、〈編年史料〉では事項の年代順、〈地誌類〉では当該記録の成立年代順とする。掲出にあたり割註は「 」で記し、改行は「 」で示した。振り仮名がある場合は「ルビ」 」で示した他、原本から転載した史料のみ改行箇所を「 」、文章抹消部分は、「文字」で表したことを付記する。

二 〈編年史料〉の性格

領内御殿に関する記録の大半は後世の編纂物であり、同時代の記録はわずかである。御殿の成立に関する記録は皆無で、御殿の存続時期ないしは名目的存続時期に作成されたと思われる記録も、現存する御殿図面に記載された情報を除けば下記のみである。

熱田東浜御殿の修繕に関する尾張徳川家史料(史料2・3)
熱田東浜御殿周辺への紀行文

『ケンペル江戸参府紀行』・『感興漫筆』・『塩尻拾遺』(史料22・25・29)

熱田西浜御殿に関する日記類記述〈『鸚鵡籠中記』(史料52〜54)

熱田西浜御殿に関する幕府記録〈『續徳川實紀』(史料56〜57)

熱田西浜御殿の廃絶に関する愛知県文書(史料58)

新居御殿に関する尾張藩記録〈『寛文村々覚書』(史料79)

新居御殿に関する日記類記述〈『鸚鵡籠中記』(史料81)

坂下御殿地払い下げに関する記録(史料95)

水野御殿に関する尾張藩記録

〈『寛文村々覚書』・『史事随筆』(史料105・109)

水野御殿に関する日記類記述〈『鸚鵡籠中記』(史料107・108)

佐屋御殿に関する尾張藩記録

〈『御日記』・『寛文村々覚書』・『史事随筆』(史料129・132・134・135)

佐屋御殿に関する地方記録

〈『佐屋町史料』・津島神社文書(史料133・136・139)

津島御殿に関する尾張藩記録〈『寛文村々覚書』(史料133)

横須賀御殿に関する随筆・日記類記述

〈『昔咄』・『鸚鵡籠中記』(史料182・197)

横須賀御殿に関する尾張藩記録〈『史事随筆』(史料195)

横須賀御殿内で作成された文芸作品(史料199)

大野御殿に関する地方記録〈平野家文書(史料211・215)

土田御殿に関する地方記録(史料24)

以上でも判るように、小牧・朝宮・萩原・荻安賀・岐阜の五御殿の存続

期間ないしは名目的存続期間中に著された記録は管見の限り存在しない。熱田東浜御殿の修理・改修に関する尾張徳川家史料の二通は、断片的ながら御殿変遷の経緯と性格を知る重要な記録である。熱田西浜御殿については、廃絶時の愛知県文書一件が遺る。また、現状未調査だが、大場優士氏のご教示により愛知県公文書館等に両御殿廃絶期に関する複数の関連史料の存在が確認できた。

他の領内御殿の管理・運営等に関する直接の記録としては、佐屋御殿の維持・廃絶に関する尾張藩記録「御日記」の記事五件と、『佐屋町史』所収の地方記録「佐屋町町史史料」四件及び津島神社文書一件の他、大野御殿を管理した平野家伝来の御殿修理・維持に関する平野家文書五件、熱田西浜御殿への一四代將軍家茂の御成記録である『續徳川實紀』所収記録二件のみであり、領内御殿の実態を知る上で史料制約が大きい。後世の編纂記録だが、古記録を収攬した『吏事随筆』は同時代記録に準ずる史料性を有するものの、掲載御殿は水野・佐屋・横須賀の三御殿に留まる。

寛文年間（二六六一〜七三）成立の尾張藩による領内地勢調査記録『寛文村々覚書』からは、新居・水野・佐屋・津島の四御殿地に関する土地形態・管理人員が判る。同時代に著された随筆・日記類の中で、近松茂矩著『昔咄』・朝日重章（文左衛門）著『鸚鵡籠中記』・天野信景著『塩尻拾遺』・細野要齋著『感興漫筆』には著者自身による御殿の実見記述があり、断片的だがその時代における御殿様相の一端が判る。いずれも著者が尾張藩士であるため、何らかの形で御殿に関する情報を得ることができたと考えられ、これらの記録から熱田東浜・熱田西浜・新居・水野・横須賀の各御殿に関する断片情報が判る。なお、『鸚鵡籠中記』には岐阜御殿と思われる箇所の記事があるものの、当該箇所を特定しづらい表記であり、廃絶後の

記事でもあるため、同時代記録の範疇とはしない。

幕末の時点で尾張藩の調査対象から漏れていた土田御殿については、御殿地だった土田宿本陣に由緒書が伝えられたため、御殿の概略は判明する。坂下御殿に関する地方記録について、年代比定に難があることは論考2で既述した。異質な記録は、オランダ商館長だったエンゲルベルト・ケンペルによる江戸参府紀行に描かれた熱田東浜御殿の描写である。外国人からの視点として貴重である。同書で「城のごとく」と表現しているところ、同御殿は尾張領の玄関口に相応しい風格を備えた象徴施設だったことを彷彿とさせる。

編年史料の中で一八世紀初頭頃までに編纂された記録類は、一七世紀段階での記録を基にしているため、信憑性ある記事も含まれていると考えられる。尾張藩の公式記録『源敬様御代御記録』・『事績録』・『瑞龍公実録』・『御日記』がそれに該当する。ただし、他記録と比べて記事の掲出は比較的多いものの、「御日記」以外は箇条記載を主とするため、各御殿の変遷を追うだけに留まる。

『編年大略』は、同書の刊本解題によれば定本は存在せず類本も種々伝わることから、一貫した事業編纂ではないとされている。しかし、第一次編纂分の初代義直・二代光友期の記録は、一七世紀時点の藩記録に典拠を求めていると考えられるため、ある程度の信憑性は担保できる。同書には新居・水野・佐屋・津島・横須賀・岐阜の各御殿の記述があるが、いずれも一項のみに留まる。ただし、岐阜御殿に関する記録は、御殿利用に関する唯一の記録として貴重である。

『尾藩世紀』は尾張藩の通史記録である。尾張藩記録を参照して編纂しているものの、明治初期の編纂であり、この時点で流布していた江戸時代

中へ後期編纂の地誌類も典拠としているため、誤謬記事も存在する。よって全体評価としては信憑性にやや難があると云わざるをえないが、本稿で参照した記録のいずれにも無い記事があり、個々の記事の是非に関する検証は今後の課題である。

『金府紀較抄』は、享保年間（一七一六～一七三六）頃の執筆と推定されるため、比較的古い史料を引用していると思われる。しかし、尾張藩に関する記録は表面的な動向記述が主眼で、構成も一種の趣味的な興味による記述が多いため、史料性には難がある。領内御殿に関する記述も限定的で、熱田の両御殿以外では佐屋と横須賀に触れる程度である。

『名陽見聞図会』は、地誌類に分類される記録だが、天保七年（一八三六）七月一日に行われた尾張徳川家一代斉温の正室・福君の熱田東浜御殿における御船鑑賞記事及び図を載せている。福姫の江戸下向時に行われた一大行事だが、現時点で本書並みの詳細な記録を他記録では確認できない。熱田東浜御殿利用の最後の記事として特筆される。

三 〈地誌類〉の性格

〈地誌類〉として分類した記録には、地誌の他、調査記録・年紀の特定できない随筆記事・図面・近代刊行物等を収載した。「存亡吟味留」は調査記録として〈地誌類〉に分類したが、全文を論考³で掲出したため、本稿では割愛する。また、随筆の『昔咄』には年紀の判る記事があるため〈編年史料〉としても採り上げたが、年代比定が出来ない横須賀御殿の記事があるため、〈地誌類〉の枠でも掲出した。『鸚鵡籠中記』の筆写・朝日重章（文左衛門）による雑録集「塵点録」にも横須賀御殿に関する記事があるが、

年紀の無い一般的な記載に留まる。

尾張国の代表的な地誌は、宝暦二年（一七五二）完成の『張州府志』、寛政元年（一七八九）献納の『張州雜志』、文政五年（一八二二）完成の『尾張徇行記』である。いずれも尾張藩士が編纂に携わり、尾張藩の後押しにより編纂されているため、その情報精度は比較的高いものの、元禄年間（一六八八～一七〇四）の調査情報による未完成本「尾張風土記」を定本とする『張州府志』以外は、領内御殿の大半が機能停止した一八世紀以降の記録に基づくため、記載情報は二次的である。本稿で取り上げた領内御殿を悉皆的に紹介している地誌は無く、『張州府志』には萩原・大野、『張州雜志』には小牧・朝宮・坂下・萩原・荻安賀・佐屋・大野（御殿）表記のある大野周辺地図は掲載、『尾張徇行記』には萩原・荻安賀・横須賀・大野各御殿の記述は無い。当然ながら美濃国内の岐阜・土田の両御殿についてはいずれにも記載は無い。岐阜御殿については、尾張藩士・松平君山による「濃陽志略」に記載があり、「存亡吟味留」の岐阜御殿記事はこの「濃陽志略」の記事を転載している。

なお、『張州府志』の改訂増補版として天保一五年（一八四四）以降に刊行された『尾張志』には、『張州府志』同様に萩原・大野御殿の記載は無い。私撰になる『尾張国地名考』は地名考察を主としているためか、掲載されている御殿は熱田東浜・熱田西浜・荻安賀・佐屋・津島の五御殿のみである。江戸時代を通じて存続・機能した熱田の両御殿は、二系統の類本がある「熱田町旧記」や、「厚覽草」といった比較的成立年代の早い熱田の地域誌で掲載されている他、大概の地誌に記載されている。その一つで筆者の博覧強記ぶりを発揮する『金鱗九十九之塵』にも熱田東浜御殿に関する記述があり、御殿地は海禪院の寺地だったという説を紹介するが、御殿造営を

延宝六年（一六七八）とするなど、引用した記録に難があるため、全面的に信を置けないのは惜しまれる。

なお、熱田東浜御殿については、海上要塞を彷彿とさせる御殿構造が、熱田湊ないしは、尾張徳川家の領国を代表する景観の一つとして認識されていた。藩有施設ゆえに明言はされないものの、早い時点から一種の名所的な位置付けだったと考えられ、庶民間で広く享受された『尾張名所図会』の前編においても、熱田の両御殿を含む鳥観図が熱田湊の景観として掲載されている。また、同書の横須賀の項目では、横須賀御殿の簡単な紹介と、海から見た御殿跡地を含む横須賀の景観を挿図として載せている。本書成立時には御殿として機能していなかったが、海浜に展開する跡地風景が、知多半島における名所の一つに数えられていたのだろう。

横須賀御殿については、尾張藩の軍事要塞だったという認識が一部有識者の間に存在していたためか、名古屋城の百科事典ともいうべき『金城温故録』の凡例篇でも図も掲載した上で、軍事施設との前提に立った考察が行われている。

『張州雜誌』は博物誌的編集に内容が傾斜しているので、領内御殿の大半の記載は無いが、津島御殿については原本が確認されない唯一の図を掲載する他、他記録では確認できない御殿施設の説明もある。また、横須賀御殿についても記述は少ないものの、御殿区域及び御殿地全体の図を載せるなど津島御殿同様に突出した扱いになっている。

地誌ではないが、佐屋御殿については佐屋町史料、大野御殿については平野家文書の中に由緒書といった年紀の無い記録が伝わっている。いずれも、厳密な検証記録と言えないまでも、御殿周辺の情報を知る手がかりにはなる。地誌以外の記録としては他に藩祖逸伝としてまとめられた尾張

藩儒官・並河自晦著『源敬公御別傳』がある。本書は尾張藩の命による公的編纂物で、尾張藩周辺に伝わる口伝集成としての性格を持つ。ただし、領内御殿に関する記事は朝宮御殿に関する逸話のみで、他には小牧御殿滞在時の事績と思われる記述がみられる程度である。

近代刊行物としては、明治三二年（一八九九）刊の『尾張國愛智郡誌』に熱田の両御殿記事、大正五年（一九一六）刊の『名古屋市史地理編』に一一御殿、大正一二年刊の『東春日井郡誌』に小牧・新居（同書では「荒井」）・坂下・水野の四御殿の記事がある。これらの書における領内御殿記事の中には、他書で確認できない記事もあり、現在散逸した史料の存在を知ることがかりとなるため、この三件の近代刊行物記事も参考として掲出した。

なお、『名古屋市史地理編』における領内御殿の一覧は、「存亡吟味留」で調査・確認された領内御殿の中で萩原・岐阜の両御殿を除く一一御殿を一覧する点で特筆される。しかし、「存亡吟味留」では調査されていない大野・土田両御殿に関する記載は無いものの、「鶉山殿」という他の記録には見られない施設が紹介されている。これは論考2でも述べたように鶉山殿という名称の施設は存在せず、佐屋御殿の記事の誤読によると考えられるが、鶉山新田付近に義直が鷹狩に赴き庄屋宅に滞在した記事が『尾張御行記』等で見出せるため、本稿では敢えて「鶉山殿」の項目を立てて、義直の尾張國西部への御成滞在の状況を紹介した。なお、論考2では『名古屋市史地理編』掲載の御殿は二三箇所としたが、前述のとおり一一箇所と訂正する。

この他に御殿図面に掲載された文字情報として、「熱田東御殿畑之圖」と「西濱御殿圖」がある。前者は御殿内に設けられた畑の形状と地味、収穫高を記した簡易図で、合計数は一致しないが、御殿内の収穫総高を別紙

として貼り付けてある。熱田東浜御殿は幕末には機能しておらず、内部は畑化していたことを示す図として貴重である。後者の原本は失われたが、転写者による昭和一四年（一九三九）時点での考察記事がある。この記事もまた他書で確認できない内容である。

上記いずれの範疇に入らないのは「徳川光友筆 和歌詠草「心なき」」である。これは光友が横須賀御殿内で詠んだ和歌詠草で、領内御殿内で作成されたことが判る唯一の史料である。建材を含めても御殿由緒が付随する遺物は、熱田西浜御殿杉戸絵六枚一・二面（名古屋博物館蔵）と、同御殿の表門と推定される旧丹羽家高麗門（春日井市中央公民館敷地内移設）のみであり、同詠草は什宝類としては唯一の遺品となる。ただし製作年代の手掛かりとなる「八月十五夜」に光友が横須賀御殿に滞在したのは、寛文八年（一六六八）・延宝四年（一六七六）・同六年・貞享元年（一六八四）の四回を数えるため、どの時点での詠草なのかは未詳である。

なお、論考1〜3刊行後に名古屋市中村区の白王寺にある如意輪観音像が熱田御殿からの移坐との情報を大場優士氏より紹介された。現状確認を行ったが、本像は近年の修理によって地が見えないまで新規に彩色が施されている他、寺にも伝来記録が存在しないため、残念ながら寺伝以外の手掛かりは無い。

領内御殿に関する記録は、その存続期間の長さから熱田の両御殿が突出するのは当然だが、一七世紀の段階で廃絶した一部の御殿についても、比較的記録の伝承が成されていたことが判る。ただし、大野御殿は御殿を管理する平野家の自助努力で維持された特異な御殿であるため、名目的に幕末まで維持された御殿であっても、公的記録や地誌類での言及は無いに等しい。これは大野御殿の性質を知る上で示唆的である。

反対に『源敬様御代御記録』でもその設立が明記される萩原御殿に関しては、同書と明治初年成立の『尾藩世紀』にしか記事はなく、地誌類には全く採り上げられていない。「存亡吟味留」のみが御殿の存在に言及しているものの、尾張藩記録や地元に残るわずかな伝承のみの記録であるため、江戸時代には完全にその存在を忘れられていた御殿だったといえよう。

〔論考修正・付記〕

論考1では、熱田西浜御殿の成立年を承応三年とする諸地誌の典拠を不明としていたが、『瑞龍公實録』の同年条項に「御殿御作事初、落成」との記事があることを確認した。創建を承応三年とする地誌類の根拠は存在していたわけだが、論考1でも考察した通り、同御殿の創建は少なくとも元和年間以前に求められるのは確実のため、この記事が意味するところは不明である。あるいは熱田西浜御殿の前身を、須賀浦にあったとされる福島正則時代の御殿とする可能性が指摘できるため、『瑞龍公實録』がいう承応三年の記事は須賀浦から大瀬子浦への御殿地移転を意味するのかもしれない。

また、『瑞龍公實録』万治二年三月の項で、光友が熱田参詣への装束を整えた場所を「南御殿」と表記している。後世、熱田神宮への装束屋敷として利用されたのは熱田西浜御殿のため、この記事を同御殿の項目に分類したが、「南御殿」という名称が存在したのか否か、その検証については後考を待つこととする。

最後に論考2における津島御殿の廃絶時期についての考察で、『尾藩世紀』の貞享二年の項にある廃絶記事の言及をしていなかったため、その記事の是非は別にして改めてここに付記する。

出典史料

〈編年史料〉で引用した史料(五十音順)

1 「愛知県文書課記録掛内務指令綴」

明治一〇年(一八七七) 名古屋博物館蔵。

2 『鸚鵡籠中記』

朝日重章著 元禄四年(二六九)六月〜享保二年(一七二七)二月

徳川林政史研究所蔵。(翻刻引用は、『名古屋叢書統編 第九卷 鸚鵡籠中記(一)』)

『名古屋叢書統編 第十二卷 鸚鵡籠中記(四)』 名古屋

古屋市教育委員会 昭和四〇年一月三十一日〜昭和四四年一月三十一日

発行 より。

3 「御日記」

享和元年(一八〇二)以降編纂。慶安三年(一六五〇)〜享保二〇年

(一七三五)記事所収。徳川林政史研究所蔵。(翻刻引用は、佐屋町

史編集委員会編『佐屋町史 史料編二』佐屋町史編纂委員会 昭和

五五年三月一〇日発行 より。

4 尾張徳川家史料「幕府老中連署奉書寫」

寛永二年三月 徳川林政史研究所蔵 旧蓬左二二一七八。(翻刻引

用は、(公財)徳川黎明会 徳川林政史研究所編『瑞龍公實録』八木

書店 二〇二二年三月二五日発行 より。

5 尾張徳川家史料「幕府老中連署奉書 成瀬隼人正(正虎)・腰山城守宛(正

信)

寛永一〇年(一六三三) 徳川美術館蔵

6 『感興漫筆』

細野要斎著 天保七年〜明治一一年(一八三六〜七八)。(『感興漫筆』

は、『名古屋叢書 第十九卷 随筆編(二)』) 『名古屋叢書 第

二十二卷 随筆編(五)』名古屋市教育局委員会 昭和三五年四月二〇

日〜昭和三七年七月三十一日発行に所収。翻刻引用は、『名古屋叢書

第二十卷 随筆編(三)』名古屋市教育局委員会 昭和三六年三月

三〇日発行 に所収。

7 『寛文村々覚書』の内「尾州海東郡覚帳」

寛文年間(一六六一〜七三)。(翻刻引用は、『名古屋叢書統編 第二

卷 寛文村々覚書(中)』名古屋市教育局委員会 昭和四〇年九月三〇

日発行 より。

8 『寛文村々覚書』の内「尾州春日井郡覚書帳」

寛文年間(一六六一〜七三)。(翻刻引用は、『名古屋叢書統編 第一

卷 寛文村々覚書(上)』名古屋市教育局委員会 昭和三九年六月三〇

日発行 より。

9 『金府紀較抄』

江戸時代中期 名古屋蓬左文庫蔵。(翻刻引用は、『名古屋叢書

第四卷 記録編(一) 尾張国庁歴史誌 金府紀較抄 編年大略』名古屋

市教育局委員会 昭和三七年四月三〇日発行 より。

10 『源敬様御代御記録』

江戸時代前期。(翻刻引用は、(公財)徳川黎明会 徳川林政史研究所

編『源敬様御代御記録』第1〜第4 八木書店 二〇一五年七月

一〇日〜二〇一九年六月三〇日発行 より。

11 『ケンブエル江戸参府紀行』

- 一六九一〜九二年(翻刻引用は、呉秀三譯註『異国叢書第六卷 ケンペル江戶参府紀行上卷』駿南社 昭和三年九月十五日發行より。)
- 12 「坂下新町屋敷取立免許状」
伝寛永一四年(一六三七)頃。坂下・伊藤留三郎氏藏。(翻刻引用は、『春日井市史資料編』春日井市 昭和三八年三月三十一日發行より。)
- 13 佐屋町史史料「覚書」
天明年間(一七六四〜七二)。 (翻刻引用は、佐屋町史編集委員会編『佐屋町史史料編一』佐屋町史編集委員会 昭和五一年一月一日發行より。)
- 14 佐屋町史史料「尾張街道宿場留」
江戸時代中期。(翻刻引用は、佐屋町史編集委員会編『佐屋町史史料編二』佐屋町史編集委員会 昭和五五年三月三〇日發行より。)
- 15 佐屋町史史料「佐屋御陣屋御建替 御用留并願達 弘化四年丁未五月服部凱」
弘化四年(一八四七)。(翻刻引用は、佐屋町史編集委員会編『佐屋町史史料編一』佐屋町史編集委員会 昭和五一年一月一日發行より。)
- 16 佐屋町史史料「佐屋御殿并御船方古来の元文三年午冬迄 一卷 佐屋之部 入用子春改候書状写」
元文三年(一七三八)成立・延享二〜三年(一七四五〜六)加筆。(翻刻引用は、佐屋町史編集委員会編『佐屋町史史料編一』佐屋町史編集委員会 昭和五一年一月一日發行より。)
- 17 「塩尻拾遺」
天野信景著 江戸時代前〜中期。(翻刻引用は、『名古屋叢書 第十八卷 随筆編(二) 塩尻拾遺』名古屋市教育局 昭和三四年二月二〇日發行より。)
- 18 「事蹟録」
元禄年間(一六八八〜一七〇四)頃成立 徳川林政史研究所藏。
- 19 「昭徳院殿御上洛日次記」・「昭徳院殿御實紀」
(黒坂勝美編輯『新訂増補國史体系 續徳川實紀 第四編』吉川弘文館 昭和一一年二月二九日第一刷發行・平成三年一月一日第五刷發行。)
- 20 「瑞龍公實録」
本多六兵衛編 江戸時代前期(享保元年まで) 徳川林政史研究所藏
旧蓬左二三八〜一六。(翻刻引用は、(公財)徳川黎明会 徳川林政史研究所編『瑞龍公實録』八木書店 二〇二二年三月二五日發行より。)
- 21 津島神社文書「宰相様御成之書留」
津島神社藏(翻刻引用は、佐屋町史編集委員会編『佐屋町史史料編二』佐屋町史編集委員会 昭和五五年三月一〇日發行より。)
- 22 平野家文書「覚御成御殿修復願」
平野彦左衛門筆 享保一七年(一七三三)。(翻刻引用は、『古文書解読資料集Ⅰ』常滑市民俗資料館 平成一〇年三月発行の影印本より筆者加筆修正。)
- 23 平野家文書「御宿彦左衛門由緒書」
享保一四年(一七二九)。(翻刻引用は、『古文書解読資料集Ⅰ』常滑

市民俗資料館 平成一〇年三月発行の影印本より筆者加筆修正。）

24 平野家文書「浜方年寄役申付並び御国方配符判鑑」

江戸時代後期。(翻刻引用は、『古文書解読資料集Ⅰ』常滑市民俗資料館 平成一〇年三月発行の影印本より筆者加筆修正。)

25 平野家文書「平野彦左衛門由緒書」

平野秀楨筆 明和八年(一七七二)。(翻刻引用は、『古文書解読資料集Ⅰ』常滑市民俗資料館 平成一〇年三月発行の影印本より筆者加筆修正。)

26 『尾藩世記』

阿部直輔編 明治初年。(翻刻引用は、名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編 第二巻 尾藩世記 上』名古屋市教育局委員会 昭和六二年三月三十一日発行 より。)

27 『編年大略』

江戸時代中〜後期。(翻刻引用は、『名古屋叢書 第四巻 記録編 (一) 尾張国庁歴史 金府紀較抄 編年大略』名古屋市教育局委員会 昭和三十七年四月三〇日発行 より。)

28 『名陽見聞図会』

歌月庵喜笑(小田切春江)著・画 江戸時代後期。(翻刻引用は、歌月庵喜笑(小田切春江)著・服部良男編『名陽見聞図会』美術文化史研究会 昭和六二年一月四日発行 より。)

29 『吏事随筆』

安永年間(一七七二〜八一)頃。(翻刻引用は、『名古屋叢書 第三巻 法制編(二)』名古屋市教育局委員会 昭和三六年二月二八日発行 より。)

30 『昔咄』

近松茂矩著 江戸時代前期〜中期。(翻刻引用は、『名古屋叢書 第二十四巻 雑纂編(一)』名古屋市教育局委員会 昭和三八年三月三〇日発行 より。)

〔地誌類〕で引用した史料(五十音順)

31 「熱田町旧記」一(蓬左文庫一冊本)

元禄十二年(一六九九)成立・安永八年(一七七九)写。

32 「熱田町旧記」二(蓬左文庫二冊本)

元禄十二年(一六九九)成立・江戸後期写。

33 「熱田東御殿畑之圖」

江戸時代末期か 名古屋市蓬左文庫蔵 図一〇一五。

34 「厚覧草」

堀亡斎著 江戸時代中期 名古屋市蓬左文庫蔵。

35 『尾張志』

深田正韶撰／中尾義稲・岡田啓編／小田切春江図 天保一五年(一八四四)序。『張州府志』の改訂増補版。(翻刻引用は、名古屋市蓬左文庫蔵影印本。刊本は『尾張志』上巻〜下巻 愛知県郷土資料刊行会 昭和五四年七月二三日復刻出版 より。)

36 『尾張御行記』

樋口好古著 文政五年(一八二二)。翻刻引用は、『名古屋叢書統編 第四巻 尾張御行記(一)』『名古屋叢書統編 第八巻 尾張御行記(五)』名古屋市教育局委員会 昭和三九年十一月三〇日〜昭和四四年三月三十一日発行 より。)

- 37 『尾張國愛智郡誌』
田中重策編輯・水谷民彦校訂 明治三二年(一八八九) 愛知県立図書館蔵。
- 38 『尾張國地名考』
津田正生編 文化一三年(一八一六)完成・天保七年(一八三六)上納。(翻刻引用は、『張州史料 尾張國地名考 改訂版』東海地方史学協会 大正五年(一九一六)海部郡教育委員会底本刊・昭和六年三月一日改訂編発行 より。)
- 39 『尾張名所図会 前編』
岡田文園・野口梅居著 小田切春江・森高雅画 天保一五年(一八四四)二月。(翻刻引用は、『尾張名所図会』上・下巻 愛知県郷土資料刊行会 大正八年一月七日発行・昭和四八年三月二〇日再復刻 より。)
- 40 「嘉永元申十月出来尾州并岐阜御殿等當時存亡吟味留完」
嘉永元年(一八四八) 徳川林政史研究所蔵。
- 41 『金城温古録 凡例編之二 御建国部』
奥村得義筆 万延元年(一八六〇)完成。翻刻引用は、『名古屋叢書 続編 第二三巻 金城温古録(一)』名古屋市教育局 昭和四〇年三月三十一日発行 より。)
- 42 『源敬公御別傳』
並河自晦著 元禄八年(一六九五)。(翻刻引用は、(公財)徳川黎明会 徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録』第4 八木書店 二〇一九年六月三〇日発行 より。)
- 43 『金鱗九十九之塵』
桑山好之著 江戸時代後期。翻刻引用は、『名古屋叢書 第八巻 地理編(三) 金鱗九十九之塵(下)』名古屋市教育局 昭和三八年一月三〇日発行 より。)
- 44 佐屋町史史料「あらい旧記」
加藤正峰筆 寛保三年(一七四三)。(翻刻引用は、佐屋町史編集委員会編『佐屋町史 史料編一』佐屋町史編纂委員会 昭和五一年一月一日発行 より。)
- 45 佐屋町史史料「佐屋御殿その他」
江戸時代後期。(翻刻引用は、佐屋町史編集委員会編『佐屋町史 史料編一』佐屋町史編纂委員会 昭和五一年一月一日発行 より。)
- 46 「塵点録」
朝日重章著 江戸時代前期〜中期 徳川林政史研究所蔵。
- 47 『張州雑志』
内藤正参記・赤林信定編。安永年間(一七七二〜八二)調査・寛政元年(一七八九)献上。(翻刻引用は『張州雑志』第一巻〜第十一巻 愛知県郷土資料刊行会 昭和五〇年六月二八日〜昭和五一年八月二八日発行 より。)
- 48 『張州府志』
元禄年間(一六八八〜一七〇四)編集・宝暦二年(一七五二)完成。(翻刻引用は、『愛知郷土資料叢書 第十九集 張州府志(全)』愛知県郷土資料刊行会 昭和四九年九月三〇日発行 より。)
- 49 「徳川光友筆 和歌詠草「心なき」」
寛文八年〜貞享元年(一六六八〜八四)頃 徳川美術館蔵
- 50 「土田宿本陣由緒覚書」

江戸時代中期 藤井利文家所蔵資料。(翻刻引用は『可見市史 第五巻資料編 古代・中世・近世』可見市 平成二〇年三月一日発行より。)

51 『名古屋市史 地理編』

大正五年(一九一六)。(翻刻引用は、『名古屋市史 地理編』名古屋 市役所 大正五年三月三〇日発行 より。)

52 「西濱御殿圖」

嘉永七年(一八五四)原本作・昭和一四年(一九三九)写・加筆 名古屋市蓬左文庫蔵。

53 「濃陽志略」

松平君山筆 江戸時代中期 名古屋市蓬左文庫蔵。

54 『東春日井郡誌』

東春日井郡役所 大正一二年七月一七日発行。

【熱田東御殿】

〈編年史料〉

史料1 『源敬様御代御記録』(元和九年七月)

七月八日

御上洛三付、今日名古屋 御發駕、

一、水戸様御上洛三付、當日夕夕翌九日朝迄熱田東御屋敷おゐて御馳走有之、

右三付、御家中之輩江 御配兵糧被下之、

史料2 尾張徳川家史料「幕府老中連署奉書寫」(寛永二年三月)

尾張領内御殿の記録

尾州熱田御旅館土留之石垣被 仰付度之段、達
上聞候處、御尤思召候、早々可被仰付之旨御座候、此等之通可被 仰上候、
恐々謹言

寛永二「乙ノ丑」

三月十七日

永井信濃守

井上主計頭

酒井讚岐守

土井大炊頭

酒井雅樂頭

竹腰山城守殿

史料3 尾張徳川家史料「幕府老中連署奉書 成瀬隼人正(正虎)・竹腰山

城守(正信)宛」(寛永十年五月)

以上

来年就

御上洛那古屋并宮

御殿あたらしく作事／など被有之候儀 無用／之由被 仰出候之間／其御

心得尤候 恐々／謹言

五月四日

松平伊豆守

信綱(花押)

稲葉丹後守

正勝(花押)

酒井讚岐守

忠勝(花押)

土井大炊頭

利勝(花押)

(中略)

竹腰山城守殿
成瀬隼人正殿

史料4 『源敬様御代御記録』(寛永十年五月)

五月十一日

來年 御上洛ニ付名古屋并宮 御殿新規御作事無用之旨被 仰出候段、御老中申上候付 御答之 御書被遣之、

此節 御本丸御殿去年御毀、御作事被 仰付候處、右被 仰出以前之儀ニ付、苦ケ間敷とは 思召候得共、成瀬隼人正心得を以、御老中江及物語候様被 仰出、

史料5 「事蹟録」(寛永十年)

尾州

一 來年 御上洛ニ付名古屋并熱田

御殿新規御作事無用之旨被 仰出 御老中 / 奉書到來ニ付 御請之御書被遣之 留書方状留

一 名護屋御本丸御殿出来以後十八九年ニ相成 / 破損致候ニ付 今度御毀サ

七 此節御作事被

仰付候 右之御觸以前之儀ニ候得ハ 御作事 / 苦ケ間敷シ候得共 序ヲ以 御老中江咄置候様ニト / 成瀬隼人正江被 仰遣之 留書方状留

史料6 『源敬様御代御記録』(寛永十一年七月)

七月十三日

一、熱田・佐屋 御殿御作事、無油斷急候様御作事奉行江申渡、万端船橋

之義も無油斷念を入、船橋番所之義ハ、御振舞も有之候間、其心得にて可申付旨、用水奉行江申渡、佐屋分鳴海海道 公方様御通之時分掃

除已下、弥可入念旨道奉行江申渡候様、伏見分名古屋江年寄中申遣之、

但熱田 御殿御くつろぎ之間御座敷之繪ハ、狩野采女、御殿之繪

ハ、狩野奎之助江被 仰付、於京都出來、

史料7 『源敬様御代御記録』(寛永十一年八月)

八月八日

今日 御出京、美濃路 御下向、

此節關ヶ原分直ニ岐阜江被爲 成、

一、公方様伊勢路 御旅行、桑名分佐屋江 御渡海ニ付、御船御馳走有之、

此節千賀志摩守并悴同姓縫殿助御船中御供仕、公方様江 御目見、

呉服拜領之、

一、熱田江 御着、東 御殿御止宿ニ付、御饗應有之、竹腰山城守・長野

五郎右衛門御馳走掛り相勤之、

御老中初御馳走有之、酒井久左衛門・富永大学右御用相勤之、

一、此節熱田 御殿西之方 御成橋際并海手貳ヶ所ニ、關船を以御番所有

之、名古屋・鳴海其外熱田江之入口不殘結切所之者、愼方等被 仰出、

史料8 「事蹟録」(寛永十三年六月)

六月二日

(中略)

一 尾州熱田 御殿石垣破損ニ付

公辺江御達之處 御築直サセ候様ニト奉書出候付／如元築直シ矢倉壹ヶ所損候付 是又元建直シ候様ニト被 仰出 苗書方状苗

史料9 『源敬様御代御記録』(寛永十三年六月)

六月二日

(中略)

一、熱田東 御殿石垣破損ニ付、爲御築直被遊度旨御老中江爲御達之處、御達之通被成候様ニとの奉書相渡候付、如以前可築直旨、且矢倉一ヶ所損候付、是又建直させ候様被 仰出、

史料10 『源敬様御代御記録』(正保三年三月)

三月廿日

水戸御姫様御上リ「貼紙「登り」、今晚熱田御茶屋敷御泊ニ付、成瀬隼人正・間宮大隅守・其外御役人罷出、御馳走有之、

史料11 『源敬様御代御記録』(慶安元年三月)

三月朔日

井上筑後守登、熱田通行ニ付、成瀬隼人正・間島[宮]大隅守罷出、同所御茶屋敷において御振廻有之、旅宿江御樽肴被遣、桑名江渡海之節、御船御差出有之、

史料12 『源敬様御代御記録』(慶安二年十二月)

十二月十日

尾張領内御殿の記録

公方様御養女 通君様 一條殿江御入輿ニ付御上京、昨晚熱田御止宿、御茶屋敷敷ニ而御馳走有之、御使を以御樽肴被遣、今日佐屋御休江も御使を以、杉御重一組被進之、

史料13 『源敬様御代御記録』(慶安三年正月)

一、此月、高家吉良若狹守京都江 御使として相越候付 禁裏江年頭御祝儀物、若狹守を以御進獻有之、

若狹守登り之節、熱田御茶屋敷おゐて御馳走有之、

史料14 『源敬様御代御記録』(慶安三年三月)

三月十三日

(中略)

一、古林見宜登り、熱田通行ニ付、同所御茶屋々敷おゐて御振舞被下、被遣物有之、

史料15 『瑞龍公實録』(承応三年)

一、今年、熱田 御殿御作事初、落成、

御作事奉行 江坂清左衛門・御足輕頭 中野理右衛門

史料16 『尾藩世記』三(明暦元年)

是年、熱田邸創立。

史料17 『尾藩世記』三(万治二年三月)

三月十日、公、知多徇見、伊勢參宮、本日出船。

師崎千賀志摩邸、河和水野孫太夫邸臨駕。一説云、三月五日、伊勢参拝、御出発堀川。或云、九日、堀川ヨリ保田迄朝日丸、夫ヨリ新調船ニ乗換。

山城守陪従。

同十五日、帰国。熱田邸入御。熱田神宮参拝。又堀川乗船、帰城。

又一説、帰途知多巡見セラル。或云、二月参宮未詳。

史料18 『尾藩世記』四(天和元年七月)

九日、暴風、突浪、熱田駅亭入水、人家八戸を流す。

年譜云、廿一日「昔咄云／＼廿日夜」、大風近来未曾有、木を抜き、屋を

倒し、鳥ヶ池「海西ノ郡」、長島「伊ノ勢」等、堤防破壊、熱田高汐、

田畠損亡多しといふ。塩尻、亦廿一日とす。

史料19 『金府紀較抄』(貞享三年七月)

一 七月十九日於熱田御殿石丸西丸山へ御饗應「相伴ノ御番頭」

史料20 『瑞龍公實録』(貞享三年八月)

一、八月十九日、瑞龍公 熱田御社参、依御造替也、自東御殿御装束、本

社迄、御供各装束、御供諸大 夫成瀬隼人正、竹腰阿波守也、社家恩

賜有等、

史料21 『瑞龍公實録』(貞享四年六月)

一、六月三日、泰心公、熱田御参宮、御装束(傳説カ)「瑞公之ノ御例、」

史料22 『ケンブエル江戸参府紀行』(一六九一年三月五日(元禄四年二月六

日)

宮の市(○の前夜)には堤防なく、たゞ入口・出口に疎末なる壕ほあり。住民衆くして、市はかなり大いなれども、桑名程にはあらず、凡そ二千近くの人家あり。(□殷賑なり)。右手には城の如く見ゆる方形の邸第あり。將軍(□が京都に赴く時)又は往來する諸侯伯の停留する所とす。(後略)

史料23 『尾藩世記』七(享保十七年三月)

三月朔日、熱田神宮参拝。

是日、公、騎馬束帶、家令、同心及先手同心等、市中辻固す。帰路、乗船、海上ニ遊ハる。

是日、途中、熱田邸ニ於て、鷹匠頭及手鷹匠等を置く。寄合富田勘左衛門を召て、鷹匠頭ニ補す。

史料24 『名陽見聞図会』(天保七年十月)

△十一日、福君様当表御到着。今日起宿御立にて、清須宿御昼、又、びわじまにて御小休おこやすミ、夫より御行列を正し、巾下今京町通御通行。夫今本町大手御入にて東鉄御門ごもんの丸へ御入在らせらる。其間の御行粧よそはび尤嚴重にして、且、花麗也。御長持ながもち・御打物うちもの・御対箱つひはこ・共に緋緞子の覆おおいに白の御紋附。御輿ハ惣金に蜀江の蒔絵御紋の御ちらしあり。御日傘ハ朱に白あがりあがりの御紋附、ほねハ鼈甲べいかちのよし。其外、御先御跡の御供、誠ニ美々しく、御跡押へとて御年寄衆行列あり。予此度の御行列ハ故ありて委しくうつし、一卷となしたりしが、此書にハ恐れて誌さざる也。

今日午の刻、御着輿の筈なりしが、夕方に及びたり。

(挿絵)

「福君様／御下向／此度の御下向ハ／いともかしこければ／詳にしるさず／御当日にもなれば／未明より巾下辺及び／京町通へ拝見の人々／夥しく御先荷を／はじめ御家中の／荷物引もきらず／誠ニ大賑合也
人足の／うたふ唄さへ／時にあふ／めでた／くの／けふの／粧ひ」

(中略)

△十五日、福君様御発輿。辰中刻御立、宮宿御昼、今夜鳴海宿御泊。

扱、宮駅にては先、御浜御殿へ入らせられ、夫々御茶屋へ御入、御船御覽在せらる。且、当所の御立夕方に及び、御たいまつにて御通行あり。

(挿絵)

「宮宿御船御覽／当地御発輿の日宮宿／にして御船御覽在せ／らる其よそほひハ委しく／拝見なりがたかりし故／詳にハ誌さず御茶やの／西より常燈明の辺まで／御船六艘をかざり御紋附の御幕ハ風になびき／幟吹貫のへんほんたるさま／目さますばかりの粧ひなりし／扱御船ハ俊剛丸白鳥丸／常盤丸千歳丸彩鷓丸／牡丹丸にてありし由且御濱／御殿より御茶屋へ入らせ／られ此所御覽在らせ／られし也
花やかな／御船をミヤの／神風も／ふき自在なる／御代ぞ／豊けき」

史料25『感興漫筆』二十(安政五年正月)

安政五年戊午正月起

(中略)

元朝天氣晴暖、参詣の人多し、午前よりは往來絡繹として群集す、南門の前より八劔宮の門前迄、露肆つらなる。

のぞきニヶ所、かるわざ、見せ物「八劔宮門前、／へびむすめ」虫眼鏡、本店、あら物見せ、飲食菓子類、その外さまぐの売物・見せ物あり、門飾

尾張領内御殿の記録

り府下は節儉の令ありてより甚だ省略すれども、河戸伝馬町の妓館は以前にかはる事なし。

午後妙法院を辞し、出て帰らんとする途中にて梅居に逢、又妙法院へ入て梅居と延寿亭に登て眺望し、喫茶談話少して出、東浜御殿御構中に住する平松友次郎を訪。梅居の倡ふるを以てなり。平松は画を好て玉溪の門人なり、床上に玉溪が画けるだい／＼串柿の図の一幅を掲ぐ。楣間に林海山「通称典膳、旧名仙左衛門、後又右衛門と称す、最後典膳に改む、嘗熟田奉行たり」の書、涵漪齋の三字の扁額を掲ぐ。弘化年中の書の書なり。

平松歎待し酒飯を設く、晡前辞し出、夜に入家に帰る。平松の宅辺は往古の寐覚の里なりと云。東浜御殿は四隅に御櫓あり、中には御殿なし、手代等の住する御役宅数軒あるのみ。

同日帰路、篋屋町金毘羅堂延命院にて、武尊征夷の像の搦本一片、「鴨のくさくきに弁あり、有／得漫録十二、図及弁を写す」大黒天の像搦本、牛王の搦本を獲たり、皆古体なるものなり、その初、いづれの時に彫刻せし板なりや、更問んとす。

涵漪齋春望

忠 陳

寢覚里逢春 望年魚市海 洸洋霽色明 皴碧涵霞彩

紅 旭

寢覚鄉村曉 年魚市海春 蒼天晴色朗 霞彩浴漪淪

初春 千世よばふ田鶴がねきけば久かたの

見鶴 そらより春は来る也けり 雲阿

立春の 幾年もくれて春立うれしさは
こゝろを そのあかつきのちかづけば也 令快

〔地誌類〕

史料26 「熱田町旧記」二

熱田町舊記

一 片町 長一町並井水中位 此所必底ニ岩有 往古ハ芦野ナリシ所洛陽東福寺開山聖一國師草創ノ地ニテ巨鼈山禪海院ノヲ建立有シ也 爲回録本尊并開山ノ像共ニ焼亡ス 其後永正年中 加藤圖書 加藤隼人カ先祖文周ト云者再建シテ 開山派悟漢「案溪歟」禪ノ師ノ法孫 策甫和尚ヲ請侍ス「海禪院ハ片町楠ノ宮ノ後ロニ有シ也ノ延宝六年有故而簾屋へ移ス」後柏原ノ御宇 策甫和尚ノ中興開基トス 此辺ヲ寢覺ノ里ト云海禪院ノ境内也 今東御殿ノ所ノ也ト古老傳也 右御殿東西六拾二間 南北五拾五間

(後略)

史料27 「張州府志」卷第八 愛智郡

熱田東行殿

在ニ熱田海門。寛永十一年甲戌。大樹入朝。憩ニ息於此。樓閣臨レ水。隍壘整々。一壯觀之地也。有二樓。西曰ニ桑名樓。可ニ以望ニ桑名城。東曰ニ寢覺樓。是地古名ニ寢覺里ニ故也。是皆我敬公所レ命也。

史料28 「昔咄」第九卷

熱田浜の御殿の西楼は、くわな矢倉といふ。昔新田のなかりし比は、はる

かに桑名みへし由。東楼は、瑞龍院様ねざめの床とつけさせられて、御詠あり。

汝干する沖津夕波音たへへてねざめの床に残るまつ風

予曾て尾張南方名所略記を撰みて、宗春卿へ奉りしが、松風の里は、あつた今の御茶屋の辺をいふと去る人の説を記し侍りし。又ねざめの里は、浜の鳥居の東をいふと或記にありしを記せしが、いま此御歌をもて考ふるに、正説とするに足れり。可ニ嘉尚。

史料29 「塩尻拾遺」卷三十四

○長月の末、熱田の浜の御館なる辺に遊び侍りし。西楼はもと桑名やぐらと云ふ。桑名の城とさしむかひ、はるかに見へしが、壑田の事ありし後は、堤にかくれて見へ侍らず。津駅のにぎはしく、晴嵐夕日に映じて、船の入りくるもゑならず。東楼は、我が「正公寢覺の床と呼せたまふを、世の人は、海づら遠山の渺々たるを、此の楼上より向ひぬれば、目覚る心地する故也と思ふ。いざや寢覺の里は、愛智瀉瀉知多の名所にして、名も面白く、おもほしまし／＼けるより名づけさせたまひしと。そのかみ山内老人物語りせし御歌に

汝干する沖津夕なみ音たへてね覺の床に残る松風

となんよませたまひしと申伝へ侍る。げに鳴海がた、塩瀬の浪よせかへる中に、千鳥声さびしく、呼続の浜霧こめて、松の村立磯もはるかに見ゆ。

浜千どり鳴きてぞさそふ世の中にあととめんとはおもはざりしをと安嘉門院の四条、此の浦にて詠ぜしあとなどはた思ひ出され侍りし。

史料30「厚覧草」

御殿ト云四方ニ船ヲツナキ所ヲナシ角ニ矢倉ヲ上ケ棟数多アリ是ハ寛永十一年甲戌七月 將軍家光公御帰御ニ御一宿ノ所也 其為ニ新ク作り出セリ東ノ御殿ト云 此邊本ハ潮サシテ遠浅ナリシヲ連々ニ築出シ人家トシ今亦海ノ中ヘモカク築出シケルナリ 寢覺ノ里ト云ハ此アタリ也 今ハ是ヲ知ル人ナシ

史料31『張州雜志』第廿六

東御殿〔東三十三間 西三十八間／南三十九間 北三十六間〕
厚覧草曰岸ヲ離レテ海 中御殿ヲ構フ 四方ニ舟著キ處ナシ 四隅ニ櫓アリテ内ニ棟數多見ヘタリ 是ハ寛永十一年 將軍一家御上洛有ケル御還ノ時 御一宿有シ 其タメニ新ニ造リ 當有シナリ 東ノ御殿ト云ハ是ナリ

熱田風土記ニ云此ノ地寢覺ノ里也 洛陽東福寺ノ開山聖一國師草創ノ地ト云云 加藤圖書 同キ筆 人先祖文周 永正年中ニ寺ヲ建立ス 開山ノ派悟溪禪師ノ法孫策甫和尚ヲ請待 今ノ海禪院之開山也 海禪院ハ濱ノ楠ノ宮ノ後也 延寶六年ニ海禪院旗屋一町ヘ移ル 御殿ノ内東ノ方ニ四圍計ノ松有リ 其所寢覺ノ里ト云傳フ〔松今ハナシ〕 御殿ノ廻リ潮ノ満干アリ云云 塩尻云長月ノ末熱田濱ノ御館なる辺遊ヒ侍リシ西樓ハ棄名やくらと云 棄名ノ城さし向ヒ遙ル見ヘシカ 墾田ノ事ありし後ハ堤ルかくれて見ヘ侍らす 津驛乃賑ハしく晴風夕日映して船ノ入來るも多ならず 東樓ハ我 正公寢覺ノ床と呼せ給ふを世ノ人は海つら遠山ノ眇たるを此楼上より向ひぬれハ目覺る心地する故なりと思ふ いさや寢覺の

里ハ愛智瀉智多の名所ルして名も面白くおもほしまし／＼けるより名つけさせ給ひしそのかミ山ノ内老人物語りせし

史料32『尾張國地名考』愛知郡之部

東御殿〔東西六十二間／南北五十五間〕片町築島つぎしまにあり一に御茶屋おちやと云

史料33『尾張御行記』大代官支配所愛知郡村邑目録 熱田神領

一 熱田東浜御殿 東西六十三間南北五十五間、是ハ熱田湊ニアリ、寛永十一甲戌年 將軍家光公御上洛ノ時、コ、ニ憩休シ玉フト也、高樓ニケ所アリ、西ヲ桑名樓 東ヲ寢覺樓ト云、是ハ 敬公ノナツケ玉フ由、此地往昔寢覺ノ里ト云

(中略)

一 寢覺里 東御殿ノ内東ノ方四圍許ノ松昔時アリ、其所ヲカク唱ヘリ、松ハ朽テ今ハナシ

(中略)

一 又編年要略ニ、寛永十甲戌年七月 大樹家光公御上洛還御ノ時、佐屋ヨリ熱田御殿東御殿御茶屋へ、未ノ刻入御、警固ノ次第大略 西御成橋前并海手(卯未／辰申) 隅右両所開船ニテ御番所アリ〔西ヨリ御殿三丁余〕熱田名古屋鳴海ヨリ入口、其外所々入口道通リニハ垣ヲ結ヒ切り番所アリ、御著座前町中諸人往還諸色売買不苦、但御著座以後ハ御停止也、無宿札筈 日暮レハ家内ニテハ火焼立ル事、亭主ハ勿論宿札ニテ泊レル輩、共ニ火燒事御停止也、町中家並行燈燃ス事ハ亭主自身番 熱田佐屋御滯座ノ内、一里四方火不燒筈、御供ノ衆共ニ用事アリテモ外出セズ、犬鷄猫マテモツナギ置ナリ 翌朝卯ノ刻御発

駕、此トキ戸障子ヲアケ、又ノレンスタレ不掛、家内ニ居ルモノ内庭へ下リ居ルト也○御馳走カ、リ竹腰山城守長野五郎右衛門 御共ノ御老中其外当番衆御馳走カ、リ酒井久左衛門富永大学○御供ノ衆船ヨリ白鳥へ揚リ被申事 御道筋往還道橋御手当品々有之事 御城内熱田佐屋御馳走魚鳥諸色共ニ 公儀御役人中へ此方ヨリ無差支渡ス

史料34 『金鱗九十九之塵』卷第九拾七

○東御殿

此所は、東御殿とも御茶屋御殿とも称す。もとの所海禪院の寺地なりしを、延宝六年海禪院を幡綾にうつし、其跡に殿宇を御造営ありしなり。并隅槽海岸にのぞみて、さながら城廓のごとく嚴重なり。且東の方に、古しへの大樹の老松有し。其ほとり成といひて、いまもねざめのやぐらと称す。旧名このところに残るとぞ。

史料35 『尾張志』卷之十八 愛智郡

熱田東御殿

渡海場の濱の鳥居の東にあり海乃中へ一町餘築出し殿宇を建つらね南の水涯尔矢倉をあげたるか嚴重にして城郭の如く旅行の人目を驚かす西なる矢倉を桑名樓と称す伊勢の桑名の城尔むかへる故なり東なるを寢覺樓といふ名所の寢覺の里乃地なるよし也とも尔

源敬公の名つけ給ひし所也 厚覽草尔寛永十一年甲戌

將軍家御上洛の御歸路尔御一宿あらせられし所也 其爲尔新敷造り出せ

り東乃御殿と名つくと見へたり 水際の石垣に女根石といふあり 其かたちまさに陰門尔似たり

史料36 「熱田東御殿畑之圖」

西分南ノ割

式反八畝式拾八歩七厘ノ式石四斗六升壹合

西分中ノ割

式反三畝拾五歩ノ三石五斗式升七合

北分東ノ割

式反八畝拾壹歩四厘ノ三石式升壹合

東分北ノ割出張

壹畝七歩四厘ノ壹斗式升六合

惣ノ九反九畝三步九厘ノ荒麦拾壹石六斗壹升六合

史料37 『尾藩世記』四末

正公詠歌

(中略)

熱田浜殿の地は、むかし寢覺床といひし処也ときかして

昔咄ニ云、熱田浜御殿の東樓を、寢覺の床と付させられてとあり。

汐干する 沖津夕波音たえて ねさめの床に 残るまつ風

(後略)

史料38 『尾張國愛智郡誌』

熱田東濱殿址

熱田内田町ニ在リ寛永元年「甲ノ子」徳川義直ノ命シテ建設スル所ナリ海中ニ築出シ四圍石垣東西六拾貳間南北五拾六間南方高槽嚴重ニシテ城郭ノ

如ク西槽ヲ桑名樓ト稱ス勢州桑名城ニ對スル故ナリ東槽ヲ寢覺樓ト名ク共ニ義直ノ名クル所ナリ「尾張／志」里俗御茶屋御殿又東濱御殿トモ云フ延寶元年「癸／丑」毀テ東都ニ下ス今ハ此邊盡ク宅地トナリ其域モ詳カナラス然レトモ石垣僅ニ東南ノ二方ニ殘レリ「里人云フ此石垣ニセシ石ハ／名古屋城ヲ築キシ剩餘ヲ用」フ故ニ間諸侯ノ名ヲ刻シタルモノアリシト

史料39『名古屋市史地理編』

熱田東濱御殿址

熱田東濱御殿は熱田内田町に在りき、東御殿又は御茶屋御殿とも稱せり、藩祖義直の命じて造營せしむる所なり、「愛知郡誌に寛永元年の／建設となす、確證を得ず、」東西六十二間、南北五十六間、面積三千七十三坪、南方高槽嚴重にして城郭の如く、西槽を桑名槽と云ふ、桑名城と相對して、遙に之を眺望し得べかりしが、新田成るに及んで、堤に隠れて見えずなれり、東槽は寢覺樓と云ふ、光友の名づくる所なり、海上遠山の渺々たるを望めば、自から目覺むる心地すとて、斯くは名づけつと云ふ、光友の詠める歌に曰く、

汐干する沖津夕なみ音たえてねさめの床に残る松風

厚見草に「海上(マ、)町計り築出し、四方に船の著所をなし、隅に矢倉をあげ、棟數多くあり、是は寛永十一年甲戌、將軍家(家／光)御上洛の御歸りに御一宿の所也、其爲に新敷造り出せり、東の御殿と名付、此邊もとは潮さし遠淺なりしを、連々に築出し、人家となし、今又海中へも如レ此築出しける也、寢覺の里といふは此邊也」とあり、寛永十三年六月、石垣及び角槽毀壞し、幕府に請うて之を修せしことあり、金鱗九十九之塵及び尾張名所圖會に、此所もと海禪院の寺地なりしを、延寶六年に寺を旗屋町

に移し、其跡に殿舎を建つとあれど、寛永に既に行館あれば、此寺は御殿境内には關係無かる可し、愛知郡誌に「延寶元年、「癸／丑」、毀テ東都ニ下ス」とあり、出典詳ならざれど、疾くより殿宇の取除かれたるは事實なり、然れども淺野庄藏「幸／高」、寶永五年正月、藩主吉通に仕へて御殿番となり、濱殿に住す、其子庄藏、「包高、明和／四年卒す、」其子左衛門、「包教、寶曆／十年卒す、」其子又四郎、「高明、文化／八年卒す、」其子又兵衛、「高成、慶應／元年卒す、」相繼いで御殿番たり、「尾張地誌資料、昔咄、袂草、感興漫筆、岷山日／記、鹽尻拾遺、徇行記、熱田之記、尾張志、敬公」實録、金府紀較、尾張國誌、愛知郡誌、九十九之塵、尾張名所圖／會、尾張國地名考、熱田町舊記、熱田阡陌舊記、熱田宮略記、」

照)

【熱田西御殿】

〔編年史料〕

史料40『源敬様御代御記録』(寛永九年七月)

七月廿八日

(前略)

一、春日局上京、熱田通行三付、同所西御茶屋おみて御馳走有之、御使をも被遣之、此節竹腰山城守病氣三付、爲御馳走瀧川豊前守可相越旨、兼而被 仰付、豊前守相越候処、山城守も快罷出、

史料41『源敬様御代御記録』(寛永十二年九月)

九月四日

永井信濃守下り、於熱田西 御殿御振舞有之、御使を以御樽肴・御菓子被遣之、

史料42 『源敬様御代御記録』(寛永十七年十二月)

十二月六日

權大納言局登り、今日熱田西 御殿休、佐屋泊ニ付、御馳走有之、

史料43 『源敬様御代御記録』(正保元年正月)

正月六日

板倉周防守并同姓次郎右衛門下り、熱田到着ニ付、竹腰山城守・問宮權大夫罷出、西之 御殿ニ而御振舞有之、野々山丹後下りニ付、是又於同所御振舞有之、

史料44 『源敬様御代御記録』(慶安元年正月)

正月廿八日

大澤右京亮登り、熱田通行ニ付、西御茶屋屋鋪において、御料理可被下之処、斷ニ付、旅宿江被遣之、御舟御馳走有之、

(後略)

史料45 『源敬様御代御記録』(慶安元年閏正月)

壬正月十二日

(前略)

一、大澤右京亮下り、今晚熱田泊ニ付、西御茶屋屋敷において、御料理可被下之処、斷ニ付、旅宿江被遣之、

史料46 『瑞龍公實録』(承応三年)

一、今年、熱田 御殿御作事初、落成、

御作事奉行 江坂清左衛門・御足輕頭 中野理右衛門

史料47 『尾藩世記』三(明暦元年)

是年、熱田邸創立。

史料48 『尾藩世記』三(万治二年三月)

三月十日、公、知多徇見、伊勢參宮、本日出船。

師崎千賀志摩邸、河和水野孫太夫邸臨駕。一説云、三月五日、伊勢參拜、御出発堀川。或云、九日、堀川ヨリ保田迄朝日丸、夫ヨリ新調船ニ乗換。

山城守陪從。

同十五日、帰国。熱田邸入御。熱田神宮參拜。又堀川乗船、帰城。

又一説、帰途知多巡見セラル。或云、二月參宮未詳。

史料49 『瑞龍公實録』(万治二年三月)

一、同十五日、緒川御發駕、午刻前熱田へ御着座、南御殿ニ而御膳被召上、御浴被遊、御束帶ニ而 御社參、神酒御頂戴、畢而御歸城、

史料50 『尾藩世記』四(天和元年七月)

九日、暴風、突浪、熱田駅亭入水、人家八戸を流す。

年譜云、廿一日「昔咄云／廿日夜」、大風近來未曾有、木を抜き、屋を倒し、鳥ヶ池「海西／郡」、長島「伊／勢」等、堤防破壊、熱田高汐、

田島損亡多しといふ。塩尻、亦廿一日とす。

三月朔日、熱田神宮參拜。

史料51『金府紀較抄』(貞享三年八月十九日)

一 寅上刻 御城御發駕 御供揃子中刻 於西御殿御裝束・御供・布衣十二人 素襖・白丁如例 御裝束・御衣冠 御參詣日出 御剣成瀬隼人正 御履竹腰阿波守 海藏門裏瑞垣西・勅使殿等御成道新薦を敷 御門被 為入時神樂起 祭文殿御着座之時神樂罷(後略)

史料52『鸚鵡籠中記』卷十七(宝永四年十月四日)

(前略)東北夕鳴轟て地震す(中略)

○熱田御殿の長屋潰る。

史料53『鸚鵡籠中記』卷廿上(宝永七年五月五日)

紀伊中納言家、熱田御泊。西御殿へ入玉ふ。但し御馳走は御請なし。中納言家御馬、御羽織なく草鞋を着け玉ふ。御道中大方御歩行と云々。御供中騎馬皆草鞋す足也。御小姓衆も同じ。何も板泥障随分武を第一の御様子に見へ、御家人歩行者羽織なく、鍵印なく、羅紗類の馬具なし。翌日熱田夕直に松坂へ御渡海。「申刻／御着」「と云／々」始は長屋がそ船、沖にて千賀が船に御移り。松坂迄御し玉ふ。

史料54『鸚鵡籠中記』卷之廿五下(正徳五年八月八日)

○熱田御やしきへ潮入り、玄関迄船来る。やねは不残吹刺

史料55『尾藩世記』七(享保十七年三月)

尾張領内御殿の記録

是日、公、騎馬束帶、家令、同心及先手同心等、市中辻固す。帰路、乗船、海上ニ遊ハる。

是日、途中、熱田邸ニ於て、鷹匠頭及手鷹匠等を置く。寄合富田勘左衛門を召て、鷹匠頭ニ補す。

史料56『昭徳院殿御上洛日次記』(續徳川實紀)第四編(文久三年二月)

廿七日 岡崎宿御出立。熱田宿尾張殿濱屋形着御。

一六半時同所 御出立。糸屋村ニ而 御小休有レ之。四半時過 御晝休 池鯉鮒本陣江 御着。夫より大眼村字屋形狭佐内方ニ而 御小休。并 鳴海宿本陣 御小休。七時過熱田宿 御泊尾張殿濱屋形江 着御。 廿八日 濱屋形御出立。桑名宿本統寺着御。

一六時此同所 御出立。岩塚ニて 御小休。萬場川 御渡船。神守ニ而 御小休。九半時比佐屋宿本陣御晝休江 御着。同所八時前 御出立。河原一里程御歩行ニ而。尾張殿御船名古屋丸江被レ爲ニ 召移一。其外為ニ御馳走ニ數船出。 御召船大鼓ニ而懸引。御舟唄魚獵等有レ之。佐屋川 御渡越。七半時過 御泊桑名宿松平越中守領分本統寺江 着御。 但佐屋 御渡後。小田村并東富田村立場ニ而 御小休有レ之。

史料57『昭徳院殿御實紀』(續徳川實紀)第四編(慶応元年五月)

十一日 鳴海宿御發途。名古屋城御着。御供之人人暑氣拂薬可レ被レ下。及家來荷物等墨侯宿可ニ越操一令。

一二字一番貝。六ツ時過貳番貝。六ツ半時鳴海宿 御歩行ニ而 出御。 笠寺西方院ニ而御小休。夫夕御馬名生被レ爲レ召。熱田濱屋形 御小

休。御上り物有レ之。御物見江被レ爲レ成。御透見被レ遊。夫々御馬名生被レ爲レ召。又候

御小休

名古屋橋町

西本願寺

本願寺より御干菓子一箱献上。夫々前同斷御馬被レ爲レ召。九ツ半時前

御泊

名古屋城

着御。

但大手御先ニ而御年寄衆一同御出迎。例之通被レ罷出。引續前大納言様。玄同様御式臺迄御出迎。御先立有レ之。御表御同所様御控所前ニ而。御開きニ相成。其節 上意等有レ之候。御年寄衆御先立ハ例之通。

史料58 「愛知県文書課記録掛内務指令綴」(明治十年八月)

八百六十三

記一六五三

「國貞」(朱文丸印)

(朱書)「テ第千三百廿二号」

熱田西濱邸内潰家人札拂下之義上申

一 金四圓五錢

熱田元西濱徳川義宜上邸内／潰家三拾三坪三合拂下

入札高

右者尾張國愛知郡熱田元西濱徳川義宜上邸這回名古屋裁判所江可引渡地／處之内 潰家之之分ハ入札拂下之義 七月／卅一日御指令之趣ヲ以入札申付候處 高札／前頭之通ニ付下渡 右金負上納仕度 即／残三番札迄相添 此度及上申候也

明治十年八月廿七日愛知懸令安場保和「愛知縣令安場保和」(朱文方印)
内務卿 大久保利通殿

(朱書)「書面潰家拂下代金四圓五錢大藏省へ／納附可取計事」

「明治十年九月十一日 内務卿 大久保利通」 「内務卿大久保利通印」

(朱文方印)

〈地誌類〉

史料59 「熱田町旧記」 一

一 西御殿 御茶屋御屋敷ト云 東三拾三間 北三拾六間

西三拾八間 南三拾九間

史料60 「熱田町旧記」 二

一 大瀬子浦 須賀浦 木之免藏之前 往古／海邊なり 寛永十年 承應三年／

尔海邊を築出し 今之町家越／造るなり 「寛永十年より元禄十二年まで

／六拾七年 承應三年より同年」／「まで四拾／六年尔成」 大瀬子浦

之内

史料61 「張州府志」卷第八 愛智郡

熱田西行殿

在ニ熱田海門。與ニ東御殿ニ相對。創建年月不レ詳。縉紳公族旅行過レ此。

必饗ニ之于此。

史料62 「厚覽草」

茶屋 南ニ有 是国主ヨリ官使ヲ呼入 餉ヲ振舞 或ハ所縁ノ族 或ハ公家ヲモ

招待ス是ヲ茶屋ト云此東ノ方ニ海ヘ築出シ殿アリ

史料63 『張州雜志』 第廿六

西ノ御殿

厚ノ覽草ニ曰 西ノ御茶屋ハ堂上ノ公ノ卿或ハ官ノ使或ハ所縁ノ侯伯
熱田往ノ来ノ時 此ノ所ニ招ノ請有テ饗ノ應ノ為メニ邦ノ君ヨリ設ケ置キ
給ヘルナリト云云

創ノ建年ノ月不レ詳 編年大畧ニ云 寛永十一年己卯 熱田飯屋ノ敷
初テ出来職被ニ 仰付ニ 熱田奉ノ行ノ初メ下ノ方左ノ近ニ云云 今ノ奉行役所

資料64 『尾張國地名考』 愛知郡之部

西ノ御殿（東西三十六間餘／南北三十三間餘）片町にあり

常夜燈の銘に云

挑かぐれは 二點の燈を 一 致ニ萬人の利を 一 北斗南辰 却て在ニ第二に 一

洛下 杏庵正意謹誌

【元禄記曰】寛永年中これを建はじめは須賀浦聖徳寺太子堂の西磯際に立
しが承應三年海邊の地を築出せしより此方大瀬古浦に引移せり

史料65 『尾張徇行記』 大代官支配所愛知郡村邑目録 熱田神領

一 熱田西濱御殿ハ、編年要略ニ明暦元乙未年御作事始ル〔奉行御先手中
野理右衛門ノ御作事奉行江坂清左衛門〕

史料66 『尾張志』 卷之十八 愛智郡

同西御殿

尾張領内御殿の記録

是も濱の鳥居の西の方ルありて東御殿と相向ヘリ 厚覽草ル

國君より官使を呼ヒ入レ餉をもてなざる、所也 或ハ所縁ある諸侯方あ
るひハ公家衆をも招請せらる 是を茶屋といふとしるせり

史料67 『尾張國愛智郡誌』

熱田西濱殿址

熱田神戶町西側ニ在リ東殿址ニ對セリ今熱田治安裁判所トナレリ淺野庄次
郎舊記ニ承應三年〔甲ノ午〕之ヲ建立スルコト見エタリ厚覽草ニ尾州侯官
使ヲ呼ヒ入レ餉ヲモテナサル所ナリ或ハ所縁アル諸侯方或ハ公家衆ヲモ
招請セラルト記セリ之ヲ西御殿ト稱ス或ハ西濱御殿トモイフ慶長年間迄ハ
熱田方役所ノ保管スル所タリシカ廢メ後明治八年〔乙ノ亥〕區裁判所ヲ
ニ置ク同十五年〔壬ノ午〕之ヲ改築シ今ノ如ク爲セリ今僅カニ舊造構ノ一
部殘レリ

史料68 『名古屋市史 地理編』

熱田西濱御殿址

熱田西濱御殿は熱田神戶町西側に在りて、東御殿と相對ひき、承應三年、
光友之を營む、「徇行記、ノ郡誌」厚覽草に「濱際の右に奉行の宅あり、
夫に續き南に家を造り、國君より官使を呼入、餉をもてなざる所なり、或
は所縁、或公家衆をも招請せらる、是を茶屋と云ふ」と見えたり、東西
三十六間餘、南北三十三間餘、「尾張地ノ名考」、「面積千四百七十五坪〔岨
山ノ日記〕あり、明暦元年、修造の事あり、徇行記に編年要略を引きて「奉
行御先手中野理右衛門、御作事奉行江坂清左衛門」と記せり、明和四年四
月、宗睦入部の節、十九日、鳴海を出立、卒爾に西御殿に休息せしことあ

り、「熱／田」「御朱印／改留記」天保四年十月、近衛關白の養女福姫の藩主齊温と婚嫁に就き東下せらるゝや、十一日、名古屋に著し、十五日城を出でて、熱田に至りて、濱御殿御茶屋に休息すと云へるは、此殿宇なり、

椋園時事録、明治五年五月十九日の條に「熱田濱御殿、先達テ八百五十兩

ニ御拂有レ之候處、又此節御買戻シ有レ之由、右ニ付三位様御歸國之下説アリ」と見え、中止は事實となり、藩より縣へ引渡し、同六年十月廿五日、

西濱邸悉皆賣却に就きて縣より公布したり、其後の事は詳ならざれど、後

に熱田治安裁判所を此に設けたる事あれば、悉皆の賣却にはあらで、其建物の一部は残りしなる可し、但し此賣却されたる分も、嚮に取毀ちたる残りものなる可し、

以前藩君の休息せしと云ふ正殿は、安政に壞ちて、知多

郡成岩町常樂寺に移し、今同所の書院となるを見て察す可し、其書院には上月興名「權現坊、百ノ號あり」の書したる額に「對潮館「此館本者熱

田御濱御殿、安ノ政丙辰年季夏、君命賜レ之」とあり、

御茶屋群鴉 國恩依レ舊及ニ鳥鳶一啞啞飛栖茶屋邊、不レ似屋前滄海變、

蓬萊清淺墾爲レ田、

村 瀬 藤 城

同 船とめて人はしつまる夕暮にそなれからすの何さわくら

む

正 法 寺 鷗 齋

史料69 「西濱御殿圖」

御湯殿上段ハ義政公行殿跡とモ傳ふ

元禄年間大御修復之節 已前之建物ハ今ノ旗屋町誓願寺の屋敷亦相成居申候

○元禄年間より大御修復ノ節 元建物を以誓願寺ノ庫裡出来といふ○

慶安年中とも云傳ふいづれか

慶長年間古図 元禄年間図を以間尺惣改増補ノ又熱田奉行所連續の図新制す安政年間下図也

川瀬助三郎

御湯殿上段といふ貳間は至而古き木材 凡五六百年來ノよし傳へ聞

御上段ノ書院中膳場賄所辺は四百年已上と申事ノ御支関ノ廣間向ハ元禄年前ノ御入御作事のこと御ノ承りもとハ地震後 常樂へ御拂下相成ル

其後ノ図ハ (朱書)「知多成岩成樂寺へ」

行在所御席取ノ図也

西濱御殿図 昭和十四年七月 熱田田中町 川瀬末丸氏所藏図ニヨリ複製

嘉永七年春の日連續初而制候

熱田西古御殿之図

熱田役所共

《論考1図3参照》

【小牧御殿】

〈編年史料〉

史料70 『尾藩世記』一(寛永二年)

又小牧駅蟹清水砦蹟ニ、邸を建つ。之を小牧御殿といふ。

史料71 『尾藩世記』二(正保元年十二月)

十二月、小牧及荏安賀、津島等の行亭を巡せらる。

史料72『尾藩世記』七(享保二年十月)

廿六日、犬山ニ巡す。途、小牧邸ニ至り、二宮參拜。隼人正、五郎丸村ニ之を迎ふ。嫡子小吉及同族織部、附騎小頭佐枝初、大手升形ニ奉迎す。城内松間ニ於て、隼人正父子、謁見。太刀馬代を捧げ、酒肴を献る。隼人正へ、刀脇差時服金等を賜ひ、小吉并家宰五名、傳役、用達、附騎組頭等、各賜ニ預る。各差あり。隼人正母并家族も、亦賜ニ預る。犬山町奉行及年寄市人等、亦賜あり。

〔地誌類〕

史料73『源敬公御別傳』

一、小牧邊御とまり鷹野ニ被爲 成候時分、御小性共小牧山の様子終ニとくと見不申候間、參り見可申与申合、御鷹野ニ 出御之御跡ニ残り罷在候者共、小牧山へ上り方々見廻り申候處、其日風強く吹申、御中途ニ 還御被遊候、其御左右山ニ而承り、何れ茂驚き、借馬仕參候故、馬にて早々乗付、すぐニ御殿へ參候へバ、御行水をめし、御上り被遊候所へいつれも罷出候、それ迄ハ御供ニ參申候御小性立、土足ながらの躰にて御奉公仕罷有候、いつれもハ何と仕候而、遅參仕候哉と御機嫌惡敷御尋ニ而御座候故、御側ニ罷在候者へ、終ニ小牧山見不申候故、幸之節与奉存申合參候而、還御を山ニ而承り、急き罷歸候、遅々仕候段、迷惑至極仕候趣申上候へハ、何之御叱り茂無御座、結句山の儀など 御尋被遊候、古戰場など心かけ申儀者、御心にも合申御様子ニ奉窺候、

史料74『張州府志』卷第十一 春日井郡

尾張領内御殿の記録

小牧行殿

在ニ小牧村。邦君東行止ニ宿于此。

史料75『尾張御行記』小牧御代官支配所春日井郡中村邑目録 春日井原入

鹿新田

一 小牧行殿、府志官舎条曰、在小牧村 邦君東行止宿于此 (中略)

一 蟹清水、府志山川条曰、在小牧村、井辺多蟹、故名、昔 神君駐軍小牧山時下塞於此地、使三川諸將戍之、今在行殿下

(中略)

一 小牧御殿ハ 瑞龍公寛永二丑年創建シ玉へり、是ハ元來御披場ノ御主意ニテ宮ミ玉フヤ、白壁ナトナク地ハ高クシテ湟墨ノ形自然ト存セリト、御殿番江崎善左衛門カタレリ、御座ノ間ナト至テ質朴ナル様依然トシテアリ、此地南ニ金城ヲ望ミ、犬山城府へノ方角モヨシト也、庭中ニ蟹清水アリ○善左衛門ハ、先祖三州浪人天野市左衛門トイヘル者ノ末孫ナリ、初メ市左衛門小牧村へ徙り、如意村ノ住人石黒丹下ナト同様ニ、浪士ヲ立居、長湫御陣ノ時 神祖ノ御案内ヲシ、又大坂御陣ノ時モ召具シ玉ヘルト也、寛永二丑年御殿御創建ノミキリニ、御殿番ニ仰付ラレ、月俸三口給リシト也、サレハ昔時ハ名古屋へ往来ノ旅客警固ノ為ニ、善左衛門宅玄關ニ飾鉄炮五挺備へ置シトナリ

史料76『尾張志』卷之二十九 春日井郡

小牧御殿

小牧宿にあり

御參府御帰國等木曾路をかよはせ給ふ時 御休泊あらせられ 其外御鷹狩 御延氣などと尔もいこはせ給ふ假殿なり

瑞龍院君寛永二年御創建したまへり 御代官役所こ、尔あり

史料77 『名古屋市史 地理編』

小牧御殿址

小牧御殿は東春日井郡小牧町々家の西、蟹清水の北に在りき、東西四十六間、南北六十一間、北と西とに堀あり、幅九尺、搔上ヶ土居高七尺、東は小牧宿の裏にして、土居あり、南も亦土居を設く、北と西とは昔は沼なりしが、御殿出来し頃は田面となる、又南と東とは昔野原なりしが、後に畑となれり、此御殿は義直水野へ鹿狩に行かれし歸路、屢々江崎善左衛門の邸に休み、軍用として小牧古城山は格別要害の所なるを悟り、寛永二年、麓なる善左衛門の邸を収めて、殿宇を築き、善左衛門を以て御殿守と爲す、「扶持方は寛文／七年より與ふ、」爾來藩主參府歸國に際して、木曾路を通ふ毎に此に休泊す、「尾張雜記、尾張志、税賦參／定指南、尾張地誌資料、」

史料78 『東春日井郡誌』

小牧御殿趾

小牧町大字小牧下町の西にして、蟹清水の北一段高き土地にあり、而して當時の規模は東西四十六間南北六十一間ありしと云ふ、昔藩侯參府を卒へ、木曾路を経て歸國の途次、又は鷹狩等にて出遊の時、宿泊或は休憩などに充てたる假殿なり、初め義直此の邊りへ狩獵に出でしとき、江崎善左衛門の邸に休み其の風光を愛し、遂に寛永二年其の邸を収めて別殿となし、善左衛門をして御殿守たらしめり、而して爾來屢々來遊せしが、後、

此邊りに代官役所を設け小牧代官所と稱せり、廢藩置縣の後に至り漸く荒廢し、今は其の形影だもなく全く耕地と化し、唯源敬公手植の楨と稱する老樹の古の名残を留むるのみ、其の下蟹清水ありて、清泉滾々と湧き出づる邊りに、小石磊落として散在し、其の間小蟹の蠢動出沒するを見しが、今は已に荒れ果て、蓬草の中に、僅に其の影を認むるのみ誠に惜むべし。

【新居御殿】

〔編年史料〕

史料79 『寛文村々覚書』の内「尾州春日井郡覚書帳」(寛文年間)

元高八百三拾式石九斗六升三合

一 概高千二百三拾七石式合

山田庄 新居村

(中略)

一 御殿有。

御殿守二小判三両宛、被下。

松山六反歩

御殿敷地之替地、庄屋二被下ル。

(後略)

史料80 『編年大略』(宝永六年八月)

一 同七日寅刻 初而定光寺へ御參詣於荒井朝御飯被召上 夫々水野に入

御御装束に而御參詣 又飯御之御荒井に おいて御膳被召上西中刻

飯御 御供諸大夫渡辺飛驒守^⑤兼綱・鈴木伊豫守^⑥重長也

史料81 『鸚鵡籠中記』卷廿下(宝永七年六月十三日)

同十三日 朝の間曇。夫々快晴(中略)

○新居御殿番の庄屋、十右衛門処へ寄。冷水を給。夫々大森寺へかゝり、

藤人下屋敷に而、水野公来る弁当を喫し、是公召仕は、元助の外先へ遣し、碁を打休み、夕飯も給。申比藤人と共に守山宝勝寺へ行。碁を打暮て帰る。

〔地誌類〕

史料82 『源敬公御別傳』

一、御鹿狩ニ出御之節、時計坊主油斷仕候而、被仰付候刻限より遙に遅く、御目をさまし申候處、追付出御之刻限ニ罷成候へハ、御手水はかり被遊候而、御ぐしをも御上ケ不被遊、尤御膳をも不被 召上、直ニ御出被遊、荒井の御殿へ被爲入候而後、御くし上ケ、御膳をも被召上候、

史料83 『張州府志』卷第十一 春日井郡

荒居行殿

在ニ荒居村。昔邦君獵ニ水野山中。止ニ宿于此。故建ニ行殿。今爲ニ民居。瑞龍公嘗詠レ歌曰。荒磯のうらは遠きによなくは波の音するまつ風のこゑ。

史料84 『張州雜志』第九十三

行殿墟 有ニ邑一北一

傳言昔時 邦君水野山ニ遊獵シ給時 此ニ止宿シ給フ故ニ行殿ヲ造建有シ

ナリ今廢ノ為ニ民一居一

或記云 瑞龍公 或時爰ニ到ラセ給フ時 詠セサセ玉フ御歌

荒磯の浦は遠き尔よなくハ浪の音する松風の声

史料85 『尾張徇行記』水野御代官支配所春日井郡中村邑目録 新居村

一 府志官舎条曰、荒居行殿、在荒居村、昔 邦君獵水野山中止宿于此、故建行殿、今爲民居 瑞龍公嘗詠歌曰、荒磯乃うらハ遠きに夜ふくハなミの音する松風の声

〔中略〕

一 此村ハ山間平衍豊壤ノ地ナリ、土人水野氏家譜ニ、水野又太郎良春トイヘル者、康安元辛丑ノ比志段味村ニ居住セシカ、是ヨリ南ニ当リ平地ノヨキ新田ニナルヘキ所アリトテ、人夫ヲ召ツレ田畑ヲ開墾シ宅地ヲ構ヘリ、其トキ又太郎弟報恩和尚コ、ニ尋来リ、ヨキ平地ナレハユクハ繁栄スヘシトテ、良ノ方ニ当レル山林ヲトシテ寺宇ヲ創建シ、安生山退養寺ト号セリ、此ウラ山ニ愛宕ヲ勸請シ、当村鬼門ノ守護神トス、サレハ良春志段味村ヨリ出テ此新居村ヲ開ケケレハ、古ヘハ志段味村ト新居村トノ境入合也、水野村ノ界ハ東当国山根ツル栢井坂、西ハ深沢茶磨ノ嶺、南ハ稲葉村田畔マテ、北ハ大川ヲ限レリ、又康安年中ニ二度権現ヲ勸請シテ氏神トス、良春四代ノ孫水野雅楽頭宗国地ヲ見立テ城ヲ築ク、此城三方ハ深田北ノ方ハ山陰岨也、然ル処ニ大森ノ城主尾関氏一族ヲ率テ新居ノ城ヲ責来リ、城ヨリ少シ西南ハ瀬ノ木トイヘル所マテ陣ヲ張、互ニ戦ヒシカ、尾関遂ニ打負陣ヲ退ケリ、其跡ニ誰カ落書ヲ立オケリ、水ノ川瀬タノ岩波ハヤケレハ尾関ハオチテ行方モナシ、又忘レテモ八瀬ノ木川ノ水吞ナ尾関カタレシ糞ソ流ソ流ル、其翌日雅楽頭軍勢ヲ率テ大森ノ城ヘトリカ、リ、四方ヲ困ミ攻ケレハ、尾関氏敗北シ居城ヲ焼ハラヘリ、其後大森村ヲ初近郷ヲアマタ領地スト也、又水野才藏秀勝代永祿五年、同雅楽助宗信代元龜四年印場天神ヘ燈明料田ヲ寄附ス〔此証文神ノ主所藏ス〕又雅楽助宗信代天正四年、母覺靈妙智禪定尼祠堂トシテ米十二俵定光寺ヘ寄付ス〔其

コト寺ノ記ニアリ」其後家衰へ水野十郎兵衛信致代、守山ノ城主織田孫三郎頼二因テ仕へ、其時信長公ヨリ孫三郎へ永樂錢五百八十一貫文ノ黒印ヲ賜ヘリ〔其黒印十郎兵衛ノ衛家ニ蔵ス〕十郎兵衛子同十郎右衛門宗富 尾張内府公へ召出サレ 内府公駿河國苑山合戦ニ出陣シ、其後十郎右衛門 薩州忠吉公ニ奉仕、其後 敬公ニ奉仕御自筆天神ノ名号ヲ賜ハリ、宗富子十郎右衛門宗茂代ニ至テ、其宅へ折々 敬公御鹿狩ノ時ナラセ玉ヒ、餅一重組差上ケレハ、満悦シ玉ヒ陪從ノ輩へモ御手ツカラ餅ヲ賜ハレリ、其トキ十右衛門差料ノ吉光小脇差上覽ニ入奉レリ、又十郎右衛門弟十兵衛宗重父跡御山守ヲツトム、其子余左衛門宗治代 敬公御遊獵ノ時宅ヘナラセラレ、御次ニ於テ始テ拝謁ス、熊沢与兵衛ヲ以テ白銀二枚頂戴ス、其後 瑞龍公右宅ヘナラセラレシ時、座敷セマキトノ尊慮ニテ、承応元壬辰年御成間ヲ一滿ツグヘシト、御代官酒井孫兵衛へ命セラレ、又寛文四甲辰年行殿ヲ営ムヘシト山本平太夫へ命セラレ、十右衛門宅ノ境内ニ行殿ヲ造営アリテ、行殿敷地三段歩ノ換地トシテ、当村米ノ山ト云所ニテ野方六段歩永代賜ハリ、御国奉行渡辺新左衛門中野理右衛門山本平太夫連印証状アリ、其後 瑞龍公 泰心公 円覚公 晃禪公御代々此行殿ヘナラセラレシカ、享保十二未年三月行殿ヲ毀チ玉ヒシ後、十右衛門代御殿守モヤミ、弥家衰微シ其子孫今ハ細民トナレリ、可嘆ナリ

(中略)

一 此村旧御殿ハ和泉一色村、里正イヘルニハ寛文五乙巳年和泉村ノ御殿ヲ新居村ヘ引移サセ玉フトナリ

史料86『尾張志』卷之二十九 春日井郡

荒居御殿

荒居村にありてむかし水野山御鹿狩の時宿らせ給ひしか今ハ廢れて農人の宅地となる

瑞龍院君こ、にやどらせ給ひて「荒磯乃浦は遠きをよなく、尔波の音するまつ風の聲とよませたまひしよし」府志に見えたり

史料87『名古屋市史地理編』

新居御殿址

新居御殿は東春日井郡旭日村大字新居に在りき、藩主光友、定光寺へ參詣の際、又は水野山に鹿狩のときなど、同村水野金左衛門が宅へ休泊あり、嘗て「あら磯の浦は遠きをよなく、に波の音する松風の聲」と詠ぜり、承應元年、右邸の座敷に上段、勝手などを建續け、寛文四年、此邸内に御殿を新築せしが、延寶年中に焼失せり、以後は再築せず、藩主は従前の座敷に入れり、享保十二年、その座敷も大破に及びしを以て、當時不用となれるま、之を疊みおけり、此新居村はもと志段見村の境内にして、渺茫たる廣野なりしが、康安元年に、志淡の住人水野又太郎良春と云ふ人、此野を開發して城を築く、此故に新居と名づく、其末葉に金左衛門と云ふもの此村に住めり、良春の男、福島正則に仕へ、後に瀬古村の郷士と爲る、又良春の孫に正利あり、義直に仕ふ、其子孫に五家あり、内二家大道寺家臣に在りきと、「尾張地誌資料、尾張志、／尾陽雜記、尾張地名考、」

参 考

新井城 太守光義公 あらいそのほとはとほきを

水野雅樂頭宗久とやらん屋敷の跡あり、宗久織田家にしたがふ處に、子細有て流牢せりとぞ、其末也とて百姓有、又水野山廻り案内の者、又御

殿もの等也、「一説誤也、あらぬもの也、金／左衛門、十太夫など云者、石」[川五右衛門が連枝の末にて、外の者なれども、かの屋敷の跡に入て、おして水／野をなのり、玉の村甚右衛門かすめとりし系圖を買取て持なりと申、可レ尋也、]

史料88『東春日井郡誌』

荒井御殿趾

旭村大字新居字寺田に在りしも已に荒廢し、半ば人の宅地となり、當時の規模分明ならず、昔藩侯義直水野山邊りに鹿狩に出でたりし時、宿泊したる假殿なり、二世光友曾て此の處に一夜を宿りて、

あら磯の浦は遠きをよなくに

波の音する松風の聲

と咏ぜりとぞ、始め水野金左衛門宗治は、水野又太郎良春十世の孫にして山方奉行を勤めり、承應元年徳川義直此地に來り御目見を許し、宗治に問ふに其の系統を以てす、宗治具さに實を以て答ふ、義直其の名門の出なるを聞き之に寄らんと欲すると雖も、宗治の家元より狹隘にして足を容るゝに足らず、故に酒井孫兵衛を作事奉行とし、此に御成間を築かしむ、其の代償として字米之山山野六反歩を宗治に永代下附し、御國奉行渡邊新左衛門、中野理右衛門、山本平太夫をして連判證文を賜ひ、夫より遂に藩公閑遊の宿舎に充てたり。

【朝宮御殿】

〔編年史料〕

史料89『源敬様御代御記録』(寛永十四年三月)

尾張領内御殿の記録

一、此月、淺宮村御茶屋井出來、

〔地誌類〕

史料90『源敬公御別傳』

一、いつも御鹿狩などに、出御之前ニ夜を御考被遊候ニは、さして時計にも彼軍星ニも御かまひなく、三ツ星ハ何時に有之候哉、又五ツ星ハ何時に有之候哉と、御尋御考へ被遊候に、ちかひハ無御座候、第一時のしれよき星之由御意御座候、或時夜深ニ御出、御案内之者何とろうたへ申候哉、御案内仕り損し、何方共知レ不申候處、右之星ニ而御考被遊、御指圖にてあさミヤの御殿へ御出被遊たる儀御座候由、

史料91『張州府志』卷第十一 春日井郡

朝宮行殿

在ニ味鏡原一。昔敬公放鷹止ニ宿于此。今只存ニ外垣。

史料92『尾張御行記』小牧御代官支配所春日井郡中村邑目録 春日井原入

鹿新田

一 春日井原、府志山川条曰、今為新田、只存旧名耳、昔 敬公放鷹於此、告ヒカリ天子甚多、曾有尾関弥左衛門者、奉仕 敬公、好漁獵、臨卒詠曰、我志なは、はる鷹すへて夏志なん、春日井原に雲雀ねるころ

(中略)

一 朝宮御殿跡見取畑一段一畝十八步定納米二斗四升○府志曰、朝宮行殿、在味鏡原、昔 敬公放鷹止宿于此、今只存外垣、今ノ地所ヲ以テ推セハ在味鏡原ト云ハ府志ノ説アヤマレリ

史料93『尾張志』卷之二十九 春日井郡

朝宮御殿跡

春日井原入鹿新田ありて朝宮ハ其地名也

源敬公御鷹野の節宿させたまひしか今ハすたれたり

史料94『名古屋市史地理編』

朝宮御殿址

朝宮御殿は東春日井郡勝川町大字春日井の朝宮と云ふ所にありき、義直鷹狩して告天子ひばりを捕りし時、此に宿す「尾張ノ志、」

【坂下御殿】

〈編年史料〉

史料95「坂下新町屋敷取立免許状」(寛永十四年か)

已上

坂下新町居

屋敷之儀被下候ノ旨 御意候間 其ノ心得可有候 即打ノ帳をも遣申者也

丑(寛永十四年)

十二月廿四日

(鈴木弥兵衛(花押))

小田野源兵衛(花押)

藤田甚右衛門(花押)

坂下新町之内

一色村

庄屋百性中

史料96『尾藩世記』二(正保元年)

又春日井郡和泉一色村行亭を建設せらる。行亭ハ国内巡視の際、旅宿せらるゝ処なり。

史料97『尾藩世記』三(寛文四年五月) 是月、和泉「春日ノ井郡」の邸を毀つ。

〈地誌類〉

史料98『張州府志』卷第十一 春日井郡

坂下行殿

在二和泉一色村。敬公寛永中遊ニ明知。神屋山林。放鷹捕レ雉時。止ニ宿于此。今廢。

史料99『尾張徇行記』水野御代官支配所春日井郡中村邑目録 篠木庄和

泉村

一 坂下行殿 府志官舎条曰、在和泉一色村、敬公寛永年遊明知神屋山林放鷹捕雉、時止宿于此、今廢

(中略)

一 此村ハ、下街道通りニアリテ和泉一色村ノ町並両片輪ニ建ナラヘリ、町通りニ坂アリ、因テ総名下ト云、人馬継場アリ、関東ヨリノ道者多ク通行シ旅舎アマタアリ、高二準シテハ戸口多数ノ所故ニ、村人半ハ置郵ノカセキヲ以テ生産トス、此村落南ノ方両側和泉村ノ町並ナリ、又中通リニ至リ東側ハ和泉村ヘ附、西側ハ一色村ヘ附、北ノ方ヘ至リ両側共ニ一色村ノ町屋ナリ、凡ソ長八町ホトアリ、此二村ハ戸口多クシテ田畝不足ナルニヨリ、大泉寺新田ニ於テ多ク承佃スト也○往昔

敬公明知神屋ノ山林ニ於テ遊獵シ玉ヒ、正保元申年御殿ヲ此地ニ經營シ玉ヒ、其後寛文五乙巳年新居村へ移サセ玉ヒ、其址今ハ畠ニナリ古井一ツノコレリ○此二村ニ 敬公町並ヲ御取建ノ時坂下新町ト名ツケ玉フト也

一 古へノ御殿跡ハ新町北ノ方ニアリ、和泉村申新田ノ地御殿跡ナリ

史料100『尾張志』卷之二十九 春日井郡

坂下御殿跡

和泉一色村にあり寛永年中

源敬公明知神屋等の地にて鷹を放ち雉を捕りたまひし時やとらせ給ひしか今ハ廢れて名のミ残れり

史料101『名古屋市史 地理編』

坂下御殿址

坂下御殿は東春日井郡坂下村大字坂下「もと和泉／一色と云」に在りき、寛永中藩祖義直、明知、神屋等の地にて鷹を放ち、雉を捕りし時、此に宿す、正保元年、御殿を建營す、光友の寛文四年に至りて之を毀てり、「尾張志、尾州村々由緒留、」

史料102『東春日井郡誌』

坂下御殿址

坂下村大字坂下にあり、此の地往時は和泉一色と云ひ、寛永年中藩祖義直明知、神屋の地方に鷹狩を催し雉子などを捕へ遊びしが、其の折々の宿舎に營造せし假殿なり、星移り物變りて今は見る影もなく荒れ果て、當時に

在りしものにして今に遺れるは、厨の井、厩の井、及び手植えの榊のみにして、其さへ年々に微かになり、世に傳へ語るものも已に稀なり。

【水野御殿】

〔編年記録〕

史料103『源敬様御代御記録』(寛永十八年)

此年、水野村ニ 御殿御取建有之、

史料104『瑞龍公實録』(万治四年閏八月)

一、閏八月廿五日、水野御笛山御泊、初而被爲成御逗留、

還御之節、大森村江御立寄、御實母觀喜院殿御菩提寺御草創、佛食

百石并興舊山大森寺「浄土宗 / 鎮物、」

御作事奉行 闕

史料105『寛文村々覚書』の内「尾州春日井郡覚書帳」(寛文年間)

元高七百四石六斗九升弍合

一 概高七百六拾八石壹升弍合 山田庄 上水野村

(中略)

一 御殿屋敷壹ヶ所 御殿番壹人

水野久之丞屋敷本田高之内、三石壹合、証文引二而渡ル。

(後略)

史料106『編年大略』六(宝永六年八月)

一 同七日寅刻 初而定光寺へ御參詣於荒井朝御飯被召上 夫々水野に入

御御装束に而御参詣 又皈御之御荒井に おいて御膳被召上西中刻
 皈御 御供諸大夫渡辺飛驒守^⑤兼綱・鈴木伊豫守^⑤重長也

史料107『鸚鵡籠中記』卷廿下(宝永七年六月十二日)

同十二日 朝の間曇。漸々快晴(中略)

○辰刻分尉右・藤藏と水野へ行○予鑓挾箱若党草り取○久治部屋へ、式升樽一、干きす廿枚○勘太へ有平糖一曲物持参す○印場斎場とも書く。左の方に渋川天神の社あり○新居に而弁当を喫す○新居出はなれ、左の方に大池あり。常に水濁れり。故に濁池と云○しばらくありて又右に大池あり。名をしらず○追分あり。左は定光寺路と瀬戸道也○水野近くなり山路也。漸々に上る也○一坂あり柏井坂と云。此に登ばよき景也○又下る。坂あり。路傍左に大石あり。立岩と云。下に少き段あり。是石の半分と云々。此段まで上より五尺あれば、下も五尺と見へたり。「地上四五寸／斗に段あり」尾城御普請の時、小金山の感応寺率出す所に、観音惜まれるにや、此処にて車もたまらず、終に棄置と云々○昼勘大夫宅へ着、袴を着す。茶づけ出。其後夕飯出。二汁・塩厚・焼鮎・鮎の鮓・焼ばへ等種々あり。書院分坐ながら西南遙に見へ、又耕作も咫尺斗にて甚絶景にて、涼事たとへんことなし○乾に見ゆる大山は大平山也○西に見ゆるは当国山也○此両山の前に見ゆる山を小金山と云○坤に見るはゑびつる山と云○南に連聯たる山を前山と云○当国山に東門の滝と云あり。飛瀑奇石尾羽無双の景と云々○申頃御殿へ行「今は御／殿なし」○御預の鹿を見る。母鹿四つ。子鹿三あり「二日に大豆七／合と草を喰と」○夫分勘大夫先祖の廟所へ行。こゝに勘大夫取立の禪寺あり。其西に八幡の社あり。大公御建立也。夫分勘大夫控の山へ登り、腰かけに休み、四方を見下すていたとへるかたなし。夜なら

茶給。月色如昼一宿す。

史料108『鸚鵡籠中記』卷二十四下(正徳三年)

○御長詰御簡略に付、飼せ玉ふ小まみ「猫ほどあり／て細長し」と鹿三疋を水野へ遣し玉い、六月末比、放させ玉ふ○猿は御逝去後、水野へ遣し放さしめ玉ふ○水野御殿の御台所斗のこり、御殿等の材木置候処、御切かへに付残る所の御台所もこぼち引取候後、程なく御逝去也。敬公御建玉ふ処也。

史料109『吏事随筆』三卷二十(享保八年五月)

享保八卯年五月廿二日、水野縫殿殿渡書付

一水野御殿番老人、只今迄、御代官支配に候得ども、向後、御林奉行水野久次郎支配被仰付候。

一右御殿御構の内、御家屋敷地の分、只今迄、御代官支配に候得ども、是又、右奉行支配被仰付、物体御構の分不残、向後、右奉行支配に罷成候間、御代官支配の分、久次郎へ引合の上引渡候様、右支配御代官へ可被申渡候。

卯五月

〈地誌類〉

史料110『張州府志』卷第十一 春日井郡

水野官舎

在二三水野村。昔邦君獵^二水野山。建^二行殿。其後爲^二官舎。有^二水野氏。世住^二水野村。掌^二愛智。春日井二郡山林。其屬有^二向導者數十人。謂^二之

御案内「散」在諸山林。

史料11 『張州雜志』第九十三

官舎

寛文元年辛丑八月 瑞竜公始テ當山ニ遊獵シ玉ヲ建「行殿」為ニ官舎ト一
水野氏世々當邑ニ住ス嘗ニ春日井愛智ニ郡ノ山林ヲ一其属有向導者數十
人一謂ニ之御案内ト一諸山林ニ散在ス

史料12 『尾張徇行記』水野御代官支配所春日井郡中村邑目録 山田庄上水

野村

一 水野官舎、府志官舎条曰、在上水野村、昔 邦君獵水野山、建行殿、
其後為官舎、有水野氏世住水野村、掌愛智春日井二郡山林、其属有向
導者數十人、謂之御案内、散在諸山林○志略曰、寛文元年辛丑年八月
前垂相光友卿始遊獵于当山而建山莊

(中略)

一 玉野川濃州御境ヨリ東谷山下マテノ間南ヘ付川巾半分通り水野権平拝
領川ナリ、是ハ 源敬公水野辺屢御遊獵ノミキリ、鮎目赤鮎其外江魚
ノ類歎シケレハ、水野行殿止宿シ玉ヒ、御笛鹿御道筋ヨリ玉野川通り
御遊覽ノ折カラ、追々ニ差上タル鮎目赤鮎ノ様子先人水野久之丞ヘ尋
玉ヒ、其時濃州境ヨリ東谷山下マテ南ヘ付、玉野川巾半分通り御意ヲ
以テ拝領ス、其後 瑞龍公定光寺御參詣歸御ノ時、御道筋ヨリ此川通
リヲ見玉ヒ、追々差上ケル鮎目赤鮎其外川魚類ハ、向フノ川筋ニテ捕
リケルヤト尋玉ヒケレハ、前条ノ故事ヲ申上ケルトナリ

(中略)

一 水野権平宅、水野川ノ北山ノ麓ニアリ、覚書ニ御殿屋敷一ヶ所御殿番

一人水野久之丞屋敷本田高ノ内三石一合証文引ニテ渡ルトアリ、一体
旧宅ハ今ノ宅ヨリ南ノ方平地ニアリシカ、明和年洪水ノ後今ノ地へ家
ヲ移スト也○今ハ御殿別ニナク、御遊獵ノ時ハ権平宅ニ宿リ玉ヘリ、
書院ニ御座所アリ、官舎宅ノ西ニアリ、御林方手代足輕役宅ハ水野
川ノ南釜ノ洞ト云所ニアリ

史料13 『尾張志』卷之二十九 春日井郡

水野御殿

上水野村の内 水野川の北山乃麓尔ありて 水野山御鹿狩のため 行殿を建
置給ひしが 今ハ水野氏の宅地となる 今も御鹿狩の時ハかの宅にやどり
給ふなり

史料14 『名古屋市史地理編』

水野御殿址

水野御殿は東春日井郡水野村大字上水野の中、水野川の北山の麓に在り
き、寛永十八年、藩祖義直、水野山鹿狩の爲めに行殿を建つ、御殿番一人
を置き、代官支配たらしめしが、享保八年五月廿二日、御林奉行水野久次
郎の支配となり、水野氏代々の構内に住し、鹿狩ある時は藩主かの宅に宿
す、「敬公實録、尾張ノ志、吏事隨筆、」

史料15 『東春日井郡誌』

御林方役所趾

水野村大字上水野字北脇に在り、往昔尾張藩の愛知郡及び春日井郡兩郡の

山林を掌らしめたる役所なり、御林奉行水野氏世々之を管し、而して其の下に饗導者數十名を屬し。諸々の山林に散在せしむ、稱して御案内と謂ふ。水野氏官舎は、古へ藩公の水野山に遊獵を催したるとき、其の假殿に充て建て置きしものなりしが後水野氏之を領有せり。

尾張志に、上水野村のうち水野川の北、山の麓にありて、水野山御鹿狩のため行殿を建置給ひしが、今は水野氏の宅趾となる、今も御鹿狩のときは、かの宅にやどりたまふなり、と記したるは則ち是なり。

【萩原御殿】

〈編年記録〉

史料116 『尾藩世記』一(元和三年八月)

八月、大樹の上洛ニ供せんとして、萩原駅ニ邸を建。之を御茶屋と称す。費用米百五十余石を用ふといふ。

史料117 『源敬様御代御記録』(元和三年)

一、此年、萩原御茶屋御取建有之、

【荏安賀御殿】

〈編年史料〉

史料118 『尾藩世記』二(正保元年十二月)

十二月、小牧及荏安賀、津島等の行亭を巡せらる。

史料119 『尾藩世記』三(寛文六年六月)

六月四日、海潮浴として、知多郡馬走瀬「後年、横須賀といふ」に赴か

る。因て中島郡荏安賀なる行邸を、此処ニ移す。

病氣保養ノ為ト云、海水浴ノ為也ト云。

此地元家臣滝川版半斎菟裘の地にして、嗣子権十郎ニ伝へしを、今回替地を賜ひ、上地せしめらるゝといふ。

世之を横須賀御殿といふ。

昔咄云、馬走瀬ト云名ハ宜カラストテ、隣村ノ名ヲトリテ、横須賀ト改メラレタリ「延宝三年九月廿一日」、夫ヨリ元ノ横須賀ヲ、アゲノ横須賀ト云トアリ、今高横須賀ト云コレナリ、サテ邸ヲ臨江亭ト号セラレタリト云。

元滝川権十郎父半斎隱居領、今回知行替被命、該宅地ヲ邸地トセラレ、行邸ヲ造營セラル。

〈地誌類〉

史料120 『張州府志』卷第十八 中嶋郡

荏安賀行殿

在ニ荏安賀村。敬公嘗營レ之。以爲ニ湯沐之地。瑞公時移レ之。造ニ横須賀行殿。故廢。謹按。荏安賀邑。民家殷阜。土地甚潤。往年亂世。鄰邑豪貴競聚ニ此地。方言呼レ塚為ニ須賀。荏安賀。和語猶レ言ニ賃屋塚一也。敬公經ニ營行殿。頗有ニ微意。

史料121 『尾張志』卷之四十四 中島郡

荏安賀行殿

荏安賀村にありてむかし

源敬公に、に御殿を建給ひ折々遊び給ひしが

瑞龍院君の御時智多郡馬走マハセ「今横／須賀」にうつし給ひしかバ廢跡となりたり當村むかしより豐饒の地にて民家うるハしかりしかバ亂世隣邑の豪貴カサヤツカきそひ集るかまがゆゑに賃屋塚といひならへり

源敬公の行殿を営み給ひしハさる故を思ひたまひしにやと府志にいへり

史料122 『尾張國地名考』中島郡之部

刈安賀村かりやすか

(中略)

【松平君山曰】源敬公此むらに行殿かりとのをいとなみて湯沐の地となしたまひ瑞公の時、知多郡横須賀に移し給ひしより廢る加利也須賀とは猶賃屋塚といはんがごとし須賀は塚におなじ(後略)

史料123 『名古屋市史 地理編』

刈安賀村御殿址

刈安賀御殿は中島郡大和村刈安賀にありき、昔藩祖義直こゝに御殿を建て、折々遊びしが、光友の時、知多郡馬走マハセ瀬村セ「今の横／須賀町」に移してより廢址となる、同地の舊家淺井七左衛門、その臺所及び長屋を拜領して建營し、住所とす、「尾張志、／尾張百」「姓由／緒留、」

【佐屋御殿】

〈編年史料〉

史料124 『金府紀較抄』(元和三年)

一 今年佐屋ニ御殿初て出来

史料125 『編年大略』(元和三年)

一 今年佐屋御殿初て出来

史料126 『源敬様御代御記録』(寛永九年三月)

三月六日

(中略)

一、佐屋 御殿之儀、當年名古屋御作事も無之候ハ、作せ可然旨被 仰出、若當年破損杯も多ク大工も無之候ハ、來春ニ而不旨被 仰出、

史料127 『源敬様御代御記録』(寛永十一年七月)

七月十三日

(中略)

一、熱田・佐屋 御殿御作事、無油斷急候様御作事奉行江申渡、万端船橋之義も無油斷念を入、船橋番所之義ハ、御振舞も有之候間、其心得にて可申付旨、用水奉行江申渡、佐屋分鳴海海道 公方様御通之時分掃除已下、弥可入念旨道奉行江申渡候様、伏見今名古屋江年寄中申遣之、但熱田 御殿御くつろぎ之間御座敷之繪ハ、狩野采女、御殿之繪ハ、狩野李之助江被 仰付、於京都出来、

史料128 『源敬様御代御記録』(寛永十一年)

一、此年、御上洛ニ付、佐屋 御殿之内 御成御殿御造作有之、

史料129 『御日記』(万治二年六月)

万治二年六月十四日津島祭礼并御国境御覽として被為成、出雲殿御同道物

河戸の御乗船、佐屋江御着岸、右御殿江被為入、御船ニ而津島試楽御覽、再御殿江被為入御止宿。

於御殿竹腰山城守・志水甲斐江御盃被下、其外御供之輩召出御酒被下置之。

同六月十五日佐屋御殿の御船ニ而出御。津島祭礼御覽過而早尾川御登、

美濃御国境御船中の御覽有之、相濟而御帰城。

津島神主并社家祭礼ニ付、佐屋御殿江不罷出通御之節、於川端御目見、

津島町年寄并立田新田頭御殿御支関前ニ而御目通拝伏。

史料130 『寛文村々覚書』の内「尾州海東郡覚帳」(寛文年間)
元高百拾四石九斗七升六合

一 概高百石七升 日置庄 外佐屋村

(中略)

一 佐屋御殿屋敷六反七畝歩 前々除。

公方様御上洛・紀州様御通・御茶壺御登、其外、御通り衆御馳走所。

一 畑九畝八歩 御殿屋敷之内 見取場

(後略)

史料131 「御日記」(正徳元年六月)

六月十四日

津島祭礼為御見物被為成(堀川惣河戸の御乗船) 佐屋御殿江御立寄、津島

江着御、御船ニ而試楽御覽畢而佐屋御殿御止宿。

御国奉行・御船奉行・熱田奉行・大代官、佐屋奉行支配所において御目

見被仰付、時服・白銀等被下置之。

六月十五日

佐屋御殿出御、津島江被為成、御船ニ而祭礼御覽、相濟而帰御之節、美濃
境御覽として早尾川堤通江被為上、秋江川の御乗船御帰城。

佐屋御殿において年寄中江御酒・吸物被下置、御供中江も召出御酒被下之。

一 佐屋出御之節、津島社家・社僧并医師・百姓等御目通ニ拝伏。

史料132 「御日記」(享保二年六月)

享保二年

六月十四日

一 津島天王祭礼御見物として佐屋御殿江被為成、佐屋奉行大代官為御迎

御道筋江罷出御目見。

一 御小早船泰走丸ニ被為召津島江被為成、天王橋下御居船住吉丸ニ被為

召試楽御見物被遊相濟而佐屋御殿江帰御止宿、御船奉行・佐屋奉行

江御殿おゐて御羽織一宛被下置大代官江銀子五枚被下之。

同年六月十五日

一 佐屋御殿御立以前年寄中江御酒被下置右以下御膳番迄召出有之。

一 寅中刻右御殿御立佐屋奉行御道通江罷出御目見御小早船ニ被為津島江

被為成、御居船俊剛丸ニ而祭礼御見物有之相濟而御小早船ニ被為召、

早尾川の堤江御上陸道被為入御国境御覽、再鷓丸被為召佐屋御殿江被

為入戌刻過御帰城、横井頼母在所前堤江罷出御目見御意有之。

史料133 佐屋町史史料「尾張街道宿場留」(享保二年六月)

六月十四日

一 殿様(六代継友)津島江御成り佐屋御殿ニ止宿、文蔵(神守宿本陣)へ被

為御腰懸御小休。十二日ニ人足百人立、十三日ニ二百五十人、十四日

ニ四百人、三日分御証文之高「馬——／人足——」

但常々之通御用御通り六、七百人ニ而心安ク可勤ル事。

一 十五日ニハ三日分一日ニ御供ニ而不残參、人足九百人成立、「此内式百人程御役之者持ニ候へともさやニテ難見分」御歸リニハ神守之佐屋へ人足四百五十人・六拾疋くり越、「(神守宿役人)文左十四日佐屋へ參ル。人足遣／善四郎・彦七・馬遣清左・新右」御道通り甚目寺之御越、神守之直ニ佐屋へ、是之津島へ、御船ニ而御上覽。十五日ニ津島之早尾へ御船ニ而御通り、是之陸を赤目へ御懸リ、彼地ニ而御昼休、是之給父村迄御通り之筈ニ候所、赤目之佐屋へ直ニ御歸リ、佐屋之神守・万場通り尾頭へ御懸リ之所ニ、俄ニ御道通り替リ、又甚目寺筋へ御歸リニ付、万場ニ支度人足馬共ニ不残甚目寺へくり込相勤申候。
十四日ニハ甚目寺へ神守馬三拾疋くり込、残りハ万場・清須馬ニ而人足彼地近在寄せ、

神守へ 岡本平兵衛様 御手代衆御兩人共

伝馬方 森茂平治殿

佐屋へ 小沢九郎左衛門様

桜井作之右衛門様

山田吉之右衛門様

史料134『吏事随筆』三卷二十八(享保十一年二月)
享保十一年二月十二日、野崎伊勢守殿御渡書付

今度、佐屋奉行相止、御殿裁許等、古来の通り御代官支配に被仰付、御殿番耆人・船場番人御足輕八人、御殿御門番御中間耆人、右御代官支配の筈候。御殿番御足輕は、只今迄佐屋奉行支配の内にて直に為相勤、御

中間は、御切米三石御扶持耆人分被下置候間、新規に可召抱候。右之外、只今迄勤候手代式人御足輕七人物書一人、御引上の筈候。且又、通り衆有之節、御馳走に罷出候儀、其外諸事佐屋奉行無之節の通り心得相勤候様、右之趣、支配之御代官へ可被申渡候。右之通に付、只今迄、佐屋奉行預鉄炮小道具は、佐屋奉行より指上候様に為申渡候。右御引上の手代・御足輕・物書片付之儀は、御側同心頭・御国御用人へ申聞候間、両役へ相達、指図次第可致旨、是又、右御代官へ可被申渡候。

午二月

史料135「御日記」(元文四年六月)

一 津島天王祭礼御見物として被為成候付出御、惣河戸之御乗船ニ被為召、保田冲通
佐屋御殿江被為人

熱田奉行・御代官御道通江罷出御目見

一 右御殿ニ而御休息之上、出御御船ニ而津島江被為成、御船中ニ而試楽御見物被遊、佐屋御殿御止宿。

御船奉行・御国奉行江御羽織一宛、御代官江白銀三枚宛被下置之、津島神主・社家等江も被下物有之。

同六月十五日

津島祭礼御見物として佐屋御殿出御、御船ニ被為召祭礼御見物有之。

出御之節若山春悦并元御殿番白洲ニ拝伏差上物有之、且津島神主・社家・社僧等御道通ニ拝伏。

一 祭礼御見物相濟而秋江川被為成、御国境御覽有之、過而早尾川之御船ニ被為召、戌之刻御帰城。

史料136 佐屋町史史料「佐屋御殿并御船方古来の元文三年午冬迄 一卷 佐

屋之部入 用子春改候書状写」(延享二年七月)

(表紙略)

- 一 佐屋御殿始り之儀、源敬様之御時、海西郡立田新田之内ニ鶉山新田と申所御座候、其節右之場所ニ鶉多ク居申候ニ付、折々御鷹ニ御出被為遊候節、佐屋之儀、名古屋表之御道筋之由、依之御弁当杯被召上、暫御休息被為遊候為メ仮染メ之小キ御茶屋御座候由、其已後寛永十一戌年御上洛又ハ佐屋表駅筋ニ被仰付候故、御通り衆江御馳走所之ため段々と御構、御座敷等作り広がり申候由、併御上洛御殿ハ唯今御座敷後ロニ御座候由、御上洛相濟候上ニ而御疊ミ、江戸市谷御屋敷へ引ケ申候由申伝候。
- 一 御殿御構通堤之儀、前々ハ川端両方ニ而垣結切り、堤下原ニハ女竹之藪一面ニ有之、其外小松林御座候故、一向人入れ不申候処、享保拾三申之年堤堅り又ハ船乗り場川瀬悪敷ニ付、小松藪并南之方結切之垣御取払、其已後之唯今之通、舟乗り場ニ成人出入仕候。
- 一 御殿内ニ長九間横三間之御米納候藏、享保拾壹午之年出来、佐屋并近村々之米納り申候上ニ而、於佐屋表年中御払ニ成申候。尤御藏方之役人被參於御殿□廻シ等有之候。右御米村々之受取候儀、又ハ年中御払ニ付、御勘定仕立申候儀ハ、御殿番役并津島御殿番之浮人、佐屋定詰御船方主共江被下置、則自分々之取立申候ニ付、此節之自分之小屋ニ成申候、右ハ御船奉行朝比奈三郎左衛門節ニ而御座候。

(中略)

一 御殿御構内御座舖後口畑九畝八歩御座候。尤見取所にて慶安五辰之年

御代官勝野太郎左衛門節、檢地入り相定り候由、右ハ御上洛御殿之跡之由申伝候。

- 一 御殿御構之内、西南之方舟場御番所後口、佐屋本高之内にて、高三斗三升九合付キ居申候。依之高掛り之諸役出申候。此反数相知れ不申候得共、大概式畝廿四五歩程御座候。右之場所ハ前かた町家控御座候處、御殿御構内ニ成候ニ付、如此高付キ居申候由申伝候。
- 一 御殿敷之前々四月末五月内ニ、筈拾五本之甘本程宛迄、御用人衆迄之遣、御上江毎夏指上ケ申候處、藪ニ符付キ不殘、竹伐り払申、其已後も小畝ニ成候ニ付、享保拾三申之年之竹子指上申儀相止申候。
- 一 御殿番老入并御門番御中間老入、右兩人前々ハ佐屋奉行支配ニ有之候處、享保拾壹午年佐屋奉行相止ミ申に付、御船方之支配ニ成り、則佐屋定詰御舟方手代御殿番居家江引移り、御殿番兼役相勤申候、御門番御中間之儀ハ、先年之御座候由ニ候處、中比御簡略之節相止申候由、御殿附御中間無御座候而ハ、御門明ケたて并御殿内外平生之掃撫仕候者無御座、其上広き御構ニ候處惣構表かわ之処垣迄ニ而、高塀等も無御座候得は、用心之為メ毎夜二三度ツ、夜廻り等仕、其外佐屋川出水風雨之節、共ニ御人無御座候而ハ差支申候由ニ付、此段享保拾壹午年佐屋奉行林安之右衛門節ニ相達、先規之通、御殿附御中間出来仕候由ニ御座候。
- 一 舟場御番所承応式年辰之春出来、此節之夜船御停止、則所御代官鈴木半右衛門支配之由、此節御足輕八人ニ而相勤、其後元禄八年亥六月佐屋奉行初而出来、大崎半兵衛右御番所支配ニ成、其後佐屋奉行林安之右衛門節、享保拾壹午年佐屋奉行相止候而之暫之内、佐屋所御代官小沢忠右衛門支配ニ成、其後同役小久保弥五助節、同十二未正月御番所

御船方支配ニ成候。尤前々佐屋奉行有之候節相勤候御足輕、段々相増拾五人御座候処、浮人ニ罷成内八人残り、御番所暫之内相勤、其後御水主と引替り六人ニ而相勤候処、其後死減り等ニ罷成、いまた出来不仕、当時八四人ニ而相勤居申候。右御水主平生勤方之儀、於御番所夜船相改并御材木之儀ニ付、出入之船々相改、佐屋分桑名へ常々渡船仕候旅人、国所・名・帳面江書留メ申候。其外佐屋川流れ御材木有之候節ハ、御番所近所廻り相留申候。水出ニ而も、御船之取廻之間も候へハ、近所廻り村方へ取揚置候御材木、相改申儀ニ御座候。尤右御水主御通り衆御座候節ハ、非番之者御船ニ而、桑名辺へも罷越、平生御船々をも取廻シ仕候。六月津島祭礼之節ハ彼地へ橋銭取立ニ立合申候。御殿へ御成又ハ於御殿、御通り衆御馳走御座候節ハ、御殿内番所へ御番相勤申儀も御座候。但舟場之番所佐屋奉行支配ニ而御足輕相勤候節ハ、流御材木之時分ハ、北ハ津島分、南ハ芝井三ヶ所新田迄、村数廿五六ヶ村、川並御材木相改申儀ニ御座候処、正徳五未之六月分他所長島・桑名・四日市海辺へ流御材木之時分ハ罷越、裁許仕候様ニと被仰付候由、此村数新田所共二百廿余ヶ村へ相廻り申候由、御材木散乱之時分ハ所々江追留ニ罷出申儀ニ御座候処、佐屋奉行相止、御船奉行千賀孫兵衛節、御船方之支配ニ罷成り、御足輕減シ申候節分、流御材木他所他国へ立越、相改申儀相止ミ申候。

(中略)

一 右御番所詰御水主居申候組屋舗之儀、佐屋村南東之村端れにて屋敷八軒分御座候。此坪数都合六百拾七坪程御座候。右ハ引ヶ地ニ成居申候。右組屋敷ハ前かた佐屋奉行支配之御番所詰御足輕居申候古屋敷ニ而御座候。此外ニ御足輕役七人相増シ候節之屋舗八軒、屋敷之傍ニ続き坪

数百九十八歩程御座候。佐屋奉行相止ミ御足輕減申候節御払ニ成候由、右八軒屋敷御水主居申候小屋、先年ハ御上分相渡り門口四間裏行式間之繩からけにて御座候。平生修覆之儀ハ、御預り居申候御足輕自分々分前々仕候処、繩からげ之事ニ候ハ折々損難儀仕候故、手前々分丈夫ニ修覆指加へ置候処々、右小屋預り居候者共入替之節、こぼち取申候ニ付、殊之外鹿相成ル小屋ニ而、元文五年申ノ秋、大風ニ而或ハ潰家ニ罷成、又ハ住居難成程ニ大破仕候ニ付、御取立之儀相願申候処、相濟不申、右之小屋預り手代共ニ三人立合取扱申候処、同十二未之年御殿番浮人ニ被仰付、御船方手代御殿番兼役被仰付候節、津島御殿番之浮人立合ニ出候儀も相止ミ、御殿番兼役御船方手代一人ニ而取扱申候処、同拾五戌之年迄右御米納り御先代ニ罷成、御米納り申儀相止ミ、其後御蔵も御量ミ被成候。

一 御殿内外掃除或ハ御構垣損シ候所直シ、又ハ御殿中每秋風困ひ等仕候ハ所役ニ而、佐屋人足無賃ニ而相勤申候。

一 御殿江御成又ハ御通り衆御馳走ニ付、於御殿つかひ申候人足ハ一人ニ付、銀沓匆宛毎暮ニ至り賃銀被下置候。

一 御殿内外御構惣垣延シ候而、都合四百間程も御座候。右垣前々ハ御殿内敷之竹伐り用ひ、毎年所人足ニ而、御殿番引受ヶ仕直シ申候処、御殿内敷前かた病付キ、不殘枯れ伐り払申候故、其後垣畝無御座致シ方無之候ニ付、右之段申達、元文五申年分御作事方江相渡、毎年御殿御作事之節ニ右惣垣御作事方分出来申候、併近年御殿敷之竹少々ツ、年々と出申候ニ付、惣垣仕直シ之節少々ツ、敷之畝伐出シ、御作事方江相渡、垣畝ニ相用ひ申候。

(中略)

右佐屋御殿并御船方古来元文三年午ノ冬迄之一巻如此御座候。以上。

延享貳年丑七月

右之書付勘左衛門分被差越候

(後略)

一 高三斗三升九合 此町不相知
殿内御座敷後口之通

一 見取所 畑九畝八歩

但出来八升分壹斗壹升位迄

此外高到り出物御座候。

一 御殿平生掃除人足之事

但是ハ佐屋所役ニ而年中相勤ル。

一 御殿御馳走人足之事

但是ハ御成又ハ其外御通り衆御馳走ニ付、於御殿つかい申候人足ハ壹人ニ付、銀壹匁宛暮ニ至り賃銀被下置候。

一 御殿番老人并門番御中間老人

但右兩人先年ハ佐屋奉行衆支配有之候処、享保十二末年佐屋奉行衆相止ミ候ニ付、御船方之支配ニ成り、則御舟方手代御殿番を兼相勤申候。

(後略)

史料137 津島神社文書「宰相様御成之書留」(天明七年正月)

(前略)

一 廿九日昼佐屋御殿江被為入、夫分川を越、福原・葛城辺へ御順行、早尾村分神領へ御越、神主へ御成被為遊候。時刻ハ暮六ツ過比、社中下宿之衆も昼後分追々先へ一兩人ツ、見へ候方も有之候へとも、人数は大がい何人斗と申事ニ而足とメ不申、殊ニ少々雨天故混乱いたし申候。

(後略)

史料138 佐屋町史史料「覚書」(天明年間)

(前略)

一 佐屋御殿之事

源敬公様之御時、立田新田之内に鶉山新田と申所有之、其筋鶉多居候ニより、折々御鷹野ニ御出被為遊候節、佐屋之儀御道筋之由、仍之御弁当など御つかい被為遊為メ、仮初メ之少しき御茶屋御座候由、其已後御上洛亦ハ佐屋之儀、駅筋ニ被仰付候ニ付、御通り衆江御馳走所之ため段々と御かまへ、御座敷作り広がりし由、併御上洛御殿ハ唯今御座候御殿之後口に有之、其後御奥々之被成候由申伝候。殿内奥後口之通

史料139 佐屋町史史料「佐屋御陣屋御建替御用留并願達 弘化四年丁未五月 服部凱」(嘉永元年十一月・同六年六月)

(前略)

乍恐以書付奉申上候御事

佐屋御殿御大破相成候処、今般私共御呼出右御修復御積り立之趣、并源敬様深思召も被為仕、石之土台ニ迄被成置候処、最早御立払にも可相成哉との趣共、御含一統了簡之趣御尋御座候付、御殿拝見仕候上、銘々篤と申合候処、今日不居合もの共も御座候ニ付、取極候而ハ難奉申上候得共、何分將軍様御初御代々様被為成且、御手植之樹木等も御座候而、彼之甘棠古詩

之趣共参考仕候而ハ、今度御殿御建抔等之御儀、扱々残念至極、歎息仕候御儀ニ奉存候。付而ハ御冥加等小割之儀ハ、又々可奉申上候得共、何分各別之御殿御建抔等ニ不相成、永々御建被置相成候様仕度、乍恐奉存候御事ニ御座候。仍之奉申上候。已上。

申十一月(嘉永元年)

佐屋村 加藤五左衛門

(以下、三十九名略)

吉田助次郎様

御陣屋

(中略)

乍恐奉願上候御事

佐屋御殿之儀、御大破相成、今般御書院御一棟御修復、其余御建抔相成候付而ハ、為御国恩御冥加、右御修復御入用之内江、献金仕度旨、先般奉願上置候。然処追々奉申上候通、右御殿之儀ハ、往古將軍様并御代々様御成被為在候御儀ニも奉伺、如何ニも御残念至極奉存候付、頓而御修復之上、御建被置候様仕度御儀而は御座候得共、何分御大破相成、御修復難被為行届段ハ、是非も無御座奉恐入候。右ニ付、頃日中御建抔之御棟々落札之者共、手ニ渡り取毀申候様、見聞仕候而ハ、勿体至極も無之奉懐旧、拳而歎息仕候。未御玄関御膳所之式棟、御取毀方御取懸りニハ、無御座候得共、何れ引続御取毀と奉承知、重々残念至極奉存候。左様相成候ハ、御門之御見込ハ勿論悪敷、諸家様御通行之場所、呉々奉残念候。付而ハ後々御成等之節、又候御再営も可被為在候半哉ニも奉存候付、今一応御評議之上、責而ハ右二棟之内、御玄関御一棟何卒御残、御修復被為在候様ニハ、難被為行届候半哉、且御玄関前西側、折曲り御高堀并御書院西御高堀共御取毀

尾張領内御殿の記録

之上、御玄関前折曲之分御取毀跡、四ツ目垣御出来、御書院西御高堀ハ、御取切ニ被成置候旨ニ而、既ニ右折曲之内、御書院前へ付候分ハ、頃日御取毀ニも相成候付、其余之分も引続御取毀、可相成と奉恐察候。左候而ハ、誠ニ露破相成、御締向も不直、且ハ表御門之御見込、東側ハ高堀、西側ハ四ツ目垣と申候而ハ、何歎御不連続哉ニ而、甚御見込も不直候半哉、乍恐御一棟ニも御残被置候上ハ、御殿之御名目ハ離レ申間敷、左候得ハ、御締向ハ御手堅、不被成置候半而ハ難成筋ニ付、右御高堀向之儀も、夫々御修復被仰付候様、仕度奉存候得共、何分御時節柄御修復御入用も、不容易候筋之、右躰御取毀御抔ニも可相成哉と、何れも歎息仕候御儀ニ御座候。就夫御模様ハ如何可有御座哉、其段ハ難奉疊候得共、前条ニも申上候通、格別御由緒も被為在候御殿之儀、今度御高堀ニ至迄も、御取毀相成候儀ハ、返々も御残念奉存候間、今般海東・海西両郡村々申合、右御玄関并御玄関前、折曲り御高堀・御書院西御高堀丈如何様共、当時御手明キ之積、為冥加御修復仕度候間、何卒御修復方之儀、私共江為御任被成下置候様仕度、偏ニ奉願上候。右願之通御聞濟被成下置候ハ、難有仕合可奉存候。以上。

丑六月(嘉永六年)

海東郡村々庄屋惣代

津島村庄屋 儀左衛門

(以下、二十三名略)

山田貫一郎様

御陣屋

(地誌類)

史料140『張州府志』卷第二十二 海東郡

佐屋行殿

在ニ佐屋驛中。縉紳及諸侯經ニ過此路ニ時接ニ待之。邦君亦宿レ之。

史料141 佐屋町史料「あらい旧記」

(前略)

將軍御上洛之事〔附佐屋御殿ノ御成之事〕

一 寛永十一甲戌秋七月十一日御上洛、將軍家光公大猷院様御下向之節、佐屋御茶屋江御成被為遊候、此節ハ御殿と右御茶屋江唱へ申候よし、此節佐屋・津島両所之御茶屋御成之積ニ候得共、大かた津島御茶屋へ御成之積ニ而、尾州名古屋御老中寺尾土佐守殿御取賄ニ而、津島御茶屋ニ而、御料理等御拵有之処、此節桑名ハ御道筋者、船頭平ニ船橋かり、早尾村ニも船橋懸申候由、折節地めぐり程の大風ニ而候へハ、將軍様何方江成共、近き所へ御船着、御休被為遊度との御事ニ而、俄ニ佐屋江被為入候付、右寺尾土佐守殿杯ハ、津島御茶屋ニ御控故、旁御間相かね申候由ニ而混雜のよし、御船ハあたけ丸と申御船之由。善太川を上へ登候節、皆々拝見仕候由、是は今相考見申候へハ、御迎之御船と見へたり。

但此あたけ丸之御船、後ニ江戸両国橋有之由、常憲院様ノ御代に絶へ申候由。

(後略)

史料142 『尾張國地名考』海東郡之部

サヤスク
佐屋宿

已にいふがごとく初は外佐屋と呼寛永二年より佐屋宿と改る【宿老曰】寛

永二丑年より佐屋は船場に定まる同三年寅九月將軍家光公御上洛の折から初めて佐屋へ御成あり此時更に御殿を建といふ同五年佐屋街道の並松出来る是より後御大名衆はみな佐屋の方に來り給へ共平俗の旅人は津島へ來りて牛頭天王をかけて津島より舟に乗ものも多しとかや「此後廿四年ノをすぎて」寛文六年津島の川口湊船の高札をとめて佐屋の川口に移し立といふ(後略)

史料143 『尾張御行記』佐屋御代官支配所海東郡中村邑目録 外佐屋村

一 佐屋御殿 寛文覺書ニ御殿屋敷前々除、六反七畝歩 公方様御上洛紀州様御通り御茶壺御登其外御通り衆御馳走所トアリ、又畠九畝八歩御殿屋敷ノ内見取場トアリ○府志曰、佐屋行殿在佐屋驛中、縉紳及諸侯經過此路、時接待之、邦君亦宿之○

(中略)

一 佐屋御殿ノ草創ハ、海西郡立田新田ノ内ニ鶉山新田トイヘル所アリ、其比コ、ニ鶉多クオレリ 敬公屢御鷹狩ニナラセラレシ時、御腰ヲカケ玉ヘル小茶亭アル由、其後寛永十一戌年御上洛ノ時、佐屋ヲ宿並ニ被仰付シ故ニ、御通行ノ衆へ御馳走所ノタメ段々御構御座敷ナト作りヒロカリ、其内 御上洛御殿ハ只今御座敷ノ後口ニ造営アリシカ、御上洛ノ後タ、ミ江戸市ケ谷邸第へ引移玉ヘル由申伝へリ

一 行殿ノ後口ニ畠九畝八歩ノ見取所アリ、是ハ慶安五辰年御代官勝野太郎左衛門檢ヲ入ル、即御上洛行殿ノ跡ナル由

一 右御殿造営ノ砌、畑田勘助御殿番被仰付、享保十一年右役ヤミ暫ク所御代官ノ支配トナリ、翌未春御船奉行御アツカリニナリ、佐屋在居ノ御船方手代御殿番ヲ兼帶ス、其時御船方役宅ヨリ御殿番ノ役宅へ移

り、御殿附ノ御中間一人差添ツトム、御船役宅ハ御扨ニナル

史料144『尾張志』卷之四十九 海東郡

佐屋御殿

佐屋宿ルあり諸大名衆公家衆此驛通行の時接待し又此邊へ

御成の節やどらせ給ふよし府志にいへり寛永三年九月

大猷院君御上洛あらせられし時御殿御取建遊バされし也

史料145佐屋町史史料「佐屋御殿その他」

(前略)

○佐屋御殿之事

源敬様御取建之由、万々世不朽之為とて、悉石之土台ニ被成置、御手植之松・榎ハ式百余年之今ニ至迄、蒼々として君子之操を顕シ申候。

- 一 寛永十一年戊六月、將軍大猷院様江戸御発輿、同七月御上洛相濟御下向之節、当御殿江被為成、御国ニ而ハ源敬様・瑞竜院様其外御方々様追々被為成、殊ニ津島天王六月祭礼御上覽之節ハ、毎も当御殿御泊相成候御例方之由。

一 御手植之樹木ニ付、存付候ハ詩経ニ勿剪切敗召伯所憩と御座候、甘棠之故事并或書ニ某先祖大内蔵と云人生□弱して人々魯鈍也とそ云ける、嘗て大老を被勤けるに、人々輕ンして、相談するに不及して、連判をも取ける事にて、其時ハ毎もを、くとして判を被致ける。然るに俚吏「更ノ字ノ誤歟」出来て、御土居之松を間々五本目く抜候得ハ、惣合て金高何百両とやらんの御為にて、是を其儘おけハ却而、込過ギ枯申候とそ申ける、何れも同心にて大内蔵江、ケ様く御判

有へしとそ申ける。其時□読て判をひねり被申けるハ、扱もくはやケ様ニなり候哉、私ハ御扨従を勤候が瑞竜院様仰有けるハ、此松ハ先大納言様殊ニ御苦勞有て、此松もやかて繁り、矢も通さぬ様に成ふと御意有しが、最早追々繁りに也、是程目出度事ハなく候。夫が最早余り繁り過キ候とて透すとハ上之御意御苦勞被遊□申けれハ、其使走り帰りに餘の国老に告けれハ、皆々夫ハとてやめられ、これ分して尊敬せられしとそ。

右甘棠の詩并先祖之物語等参考仕候へハ、御手植之御遺愛樹ハ勿論、御成之有之御殿之義ハ、誠ニ尊く可奉仰御事哉と奉存候。増而御境目とて外々とハ別段尊慮を被為、込石之土台ニ迄被成置候。

当御殿之御類敗ニ相成候儀ハ、誠ニ下々之礼式之愚存ニも扱々勿寐至極も無之奉恐入、常々歎息仕罷在申御事ニ御座候。

(後略)

史料146『名古屋市史地理編』

佐屋御殿址

佐屋御殿は海部郡佐屋村に在りき、元和三年「編年要略に二年とあり、今棹筆に従ふ、」義直之を建營す、將軍上洛、紀州侯、茶壺等通行の際、御馳走所と爲る、屋敷面積六段七畝歩あり「尾張志、松濤棹筆、徇ノ行記、連城亭隨筆、」

參考

- 一 佐屋御殿ノ草創ハ、海西郡立田新田ノ内、鶉山新田トイヘル所アリ、其比コ、ニ鶉多クヲレリ、敬公、屢御鷹狩ニナラセラレシ時、御腰ヲカケ玉ヘル小茶亭アル由、其後寛永十一戊年御上洛ノ時、佐屋ヲ宿並

ニ被三仰付一シ故ニ、御通行ノ衆へ御馳走所ノ爲、段々御構御座敷ナド作りヒロガリ、其内御上洛御殿ハ、只今御座敷ノ後ロニ造營アリシガ、御上洛ノ後タ、ミ、江戸市ヶ谷邸第へ引移玉ヘル由申傳へリ、

一 行殿ノ後ロニ畠九畝八歩ノ見取所アリ、是ハ慶安五辰年、御代官勝野太郎左衛門檢ヲ入ル、即御上洛行殿ノ跡ナル由、

一 右御殿造營ノ砌、畑田勘助御殿番被三仰付、享保十二年、右役ヤミ、暫ク所御代官ノ支配トナリ、翌未春、御船奉行御アツカリニナリ、佐屋在居ノ御船方手代、御殿番ヲ兼帶ス、其時御船方役宅ヨリ御殿番ノ役宅へ移リ、御殿附ノ御中間一人差添ツトム、御船役宅ハ御拂ニナル、

【鶉山殿】

〈地誌類〉

史料147 『尾張御行記』 鶉多須御代官支配海西郡中村邑目録 雀ヶ森村

一 此村田間ニ鈴塚アリ是昔時

敬公此アタリへ御放鷹ノ折カラ、追々庄屋円四郎ナル者先祖ノ宅ヘナラセラル、ト也、其ミキリ或時御鷹ノ鈴落ルヲ見玉ヒテ即時ニ邸名ヲ鈴ヶ森トナツケ玉ヘリ、然ルニ其後御放鷹ノ時鈴ノ落ル由來ニヨツテ名ツクルハ如何トノ思召ニテ、林ニ雀ノ群レルヲ見玉ヒ即雀ヶ森ト改メヨトノ御意アリシトナリ、今鈴塚ハ田間ノ水ニタ、ヨヒ殆ント決壊スト也

史料148 『名古屋市史 地理編』

鶉山殿址

鶉山殿は舊海西郡立田村大字雀ヶ森の東方にありき、鶉多きが故に鶉山新

田と云ふ、義直屢々こ、にて鷹野あり、依りて御殿を此に造營す、時に寛永十一年なり、但し荒廢年月詳ならず、「金府紀ノ較補遺、」

【津島御殿】

〈編年史料〉

史料149 『源敬様御代御記録』(元和四年七月)

七月二十六日

津嶋御屋敷御臺所・矢倉・廊下等御作事出來、

史料150 『尾藩世記』一(元和四年七月)

七月廿六日、津島邸を創建し、海東郡巡覽の宿舎ニ供せらる。

費用米六十七石余。

史料151 『尾藩世記』二(正保元年十二月)

十二月、小牧及苺安賀、津島等の行亭を巡せらる。

史料152 『尾藩世記』二(慶安元年八月)

(前略)廿一日、矢走渡船伊勢路ニかかり、廿四日、桑名より乗船、津島邸に宿し、廿五日、帰城。

史料153 『寛文村々覚書』の内「尾州海東郡覚帳」(寛文年間)

元高五千式拾壹石五斗七升壹合

外 拾石七斗三升七合 備前檢之時落地、寛永拾壹戌年改出シ。

一 概高八千四百七拾八石八斗五升九合

門間庄 津島村

(中略)

一 御切米四石二式人扶持

御殿番一人

一 御切米式石二式人扶持

同 御門番一人

一 津島御殿屋敷壹町三反五畝歩 藪・土居共二。

此御殿屋敷、先年川村道閑居屋敷

大榎式拾七本・七八寸廻り迄之竹、有。

(後略)

史料154 『尾藩世記』四(延宝三年六月)

十四日、世子、津島神社を拝す。此夜、該地邸二宿し、

十五日、帰館。

史料155 『源敬様御代御記録』(慶安元年八月)

八月廿四日

四日市々 御乗船御渡海、津島 御殿江 着御、

史料156 『編年大略』(延宝三年六月)

一 同十四日寅刻 御出船 津嶋へ 渡御 申刻津嶋御殿へ着 御夜舟お

いて試楽御見物 翌十五日船おいて祭礼御覧 同巳刻御出船 御帰座

御供生駒因幡・中村又蔵也

史料157 『尾藩世記』四(貞享二年)

此年(中略)

又津島行邸を壊つ。

(地誌類)

史料158 『張州府志』卷第二十二 海東郡

津島行殿

在津島村。敬公營之。屢遊觀漁。止宿于此。今惟存外垣。

史料159 『張州雜志』第七十六

津島邑之圖(図略・図内書き込み「御殿跡」)

(中略)

津嶋行殿

敬公營之給フ今惟外垣ヲ存ス爲「田圃」

関屋小兵衛守之 関屋家譜ニ云 関屋与右衛門ハ濃州高須徳永左馬

氏ニ仕徳永家落居之時 窄人シ 而後津嶋為「御殿番」其子小兵衛父

ノ跡ヲ續其子小源太三至テ天明五己年御殿番止為「足輕卜」

長柄鎗四筋(長二間一尺ノ御殿附) 對馬守藤原貞重作

(中略)

(以下、括弧内は「御殿圖」内の書き込み・論考2挿図10参照)

「御殿圖」

御構南北七十二間 東西三十六間

堤 東段四間

西段五間

馬フミ五間

東御門〔南北桁行二間／東西梁行一間〕 南御門〔東西桁行二間／南北梁行一間〕

中御門〔南北桁行二間半／東西梁行九尺〕 東御門番所〔東西二間／南北一間半〕

御玄闕東番所〔東西二間半／南北一間〕
御殿西一間四方番所二所

御臺所東竹林〔南北二十六間／東西六間〕

東御門北竹林〔東西十六間／南北四間〕

同所竹林横 東西二間

御殿北竹林〔東西三十六間／南北十一間〕

中御門ヨリ町口迄五十二間

千貫椽

里人云 敬公御玄闕ヨリ上覽有テ／千貫カ物ハアルト仰アリシユヘ
今ニ／千貫椽ト云トナン

御殿間數

御殿〔東西桁行八間／南北梁行七間〕 上臺所廊下〔東西桁行三間／南北梁行六間〕

上臺所〔東西桁行八間／南北梁行五間〕 御廣間〔東西桁行七間／南北梁行六間〕

御廣間廊下〔南北タルキ五間半／東西梁行一間〕 御鎗ノ間〔南北桁行五

間／東西梁行三間半〕

御廣間ヨリ下臺所廊下〔東西桁行二間／南北梁行二間〕

御玄闕〔東西桁行九尺／南北梁行三間〕 下臺所〔東西桁行五間／南北梁行四間〕

御風呂屋廊下〔桁行南北三間／梁行東西一間〕 御風呂屋〔東西桁行四間半／南北梁行二間半〕

御鷹部屋〔桁行折廻シ二十九間／梁行一間〕 御厩〔南北桁行五間／東西梁行二間半〕

史料160『尾張洵行記』佐屋御代官支配所 津島村

一 旧津島御殿屋敷一町三反五畝歩藪土居共此屋敷先年川村道閑居屋敷

(中略)

一 府志曰、津島行殿在津島村 敬公宮之屢遊觀漁止宿于此、今惟存外垣

(中略)

一 津島御殿ハ天和三亥年御量ミニナリ、其跡新田ニ開墾ス、今ノ子新田是ナリ

史料161『尾張國地名考』海東郡之部

津島村

(中略)

【天野信景曰】河村道閑の宅は御殿屋敷となる【里老曰】慶長以來御殿番は不破五助關屋小源太の二人守レ之其後不破氏は絶たりとぞ關屋は今に其

裔あり

【林氏曰】御殿は寛文年中知多郡大野へ引たりと歟承るあとは島と成て寶

曆六年より御高成になりて小源太が末孫關屋市郎兵衛扣レ之

【附言】御殿屋敷の西堤の北と南との限に椋の大樹二本あり南限の椋を土俗は千貫椋と呼枝葉今に榮え夏月は木陰に災害をわする、といふ比類なき大木なり又北境の古川端に太閤秀吉公及清須中將忠吉卿の御船繫の柳あり今は半朽たり

史料162『尾張志』卷之四十九 海東郡

津嶋御殿

津嶋の町内にあり

源敬公建給ひてたびく成らせられしが今ハすたれて只外垣のミ残りて御殿山と称す

史料163『名古屋市史 地理編』

津嶋御殿址

津嶋御殿は海部郡津島町の北方大龍寺の西方に在りき、元和四年七月廿六日、義直これを造營し、屢々こゝに遊べり、尾張志に「今は廢れて、只外垣のみ残りて、御殿山と申す」とあれば、天保の頃、其地域は明瞭たりしなる可し、御殿屋敷地面積一町三段五畝歩、いつの頃にか川村道閑居屋敷となり、大榎廿七本、七八寸廻の竹有りきと云ふ、道閑何人なるを知らず、御殿番「切米四石に二人ノ扶持を給せらる」にもやあらんか、「金府紀較補遺、ノ尾張志、寺社志、」

【横須賀御殿】

（編年史料）

史料164『瑞龍公實録』（寛文六年六月）

一、六月四日、瑞竜公知多郡馬走瀬「後年、改名ノ横須賀、」御湯治初、御病腦ニ付、御養生之爲潮入湯、當村者滝川權十郎知行、老父半齋菟裘之地也、今度知行替被 仰付、半齋宅地を御取擴御殿出來、御代官太田弥五右衛門支配也、今日御出船、同月十四日歸御、御供御側同心頭一人、側用人・御小性立・近習・黒門頭二組宛「但黒御門ハ、ノ今年切相止、」御目付等御逗留之内交替被 仰付、今日初而被爲成、同十八日御出船、七月六日歸御、十月四日御出船、同廿八日歸御、都合今年三度御成、

史料165『金府紀較抄』（寛文六年六月）

寛文六丙午年

一 六月四日知多郡馬走瀬村へ御湯治後ニ横須賀卜替

史料166『尾藩世記』三（寛文六年六月）

六月四日、海潮浴として、知多郡馬走瀬「後年、横須賀といふ」に赴かる。因て中島郡荏安賀なる行邸を、此処ニ移す。

病氣保養ノ為ト云、海水浴ノ為也ト云。

此地元家臣滝川半齋菟裘の地にして、嗣子権十郎ニ伝へしを、今回替地を賜ひ、上地せしめらる、といふ。

世之を横須賀御殿といふ。

昔咄云、馬走瀬ト云名ハ宜カラストテ、隣村ノ名ヲトリテ、横須賀ト改メラレタリ「延宝三年九ノ月廿一日」、夫ヨリ元ノ横須賀ヲ、アゲノ横須賀ト云トアリ、今高横須賀ト云コレナリ、サテ邸ヲ臨江亭ト号セラレ

タリト云。

元滝川権十郎父半齋隱居領、今回知行替被命、該宅地ヲ邸地トセラレ、行邸ヲ造営セラル。

史料167『編年大略』(寛文六年)

- 一 知多郡馬走瀬は 当地頭滝川権十郎 後彦左衛門の父半齋 菟裘之地として居之処 今年有知行替而厨料と成 郡奉行太田弥五右衛門支配之〔後太田転代官延宝四辰ノ年今松田治部右衛門勤〕〔之〕右半齋宅地之跡御作事有之 潮御湯治御滞座之仮屋と成る 是を横須賀と号す 六月四日 初而御潮湯治として御出船 同月十四日 帰御〔六月十七日夕瑞龍公ノ馬走瀬に渡御七月〕〔日帰ノ御〕

史料168『瑞龍公實録』(寛文八年五月)

- 一、同廿八日、馬走瀬御湯治今日御出船、六月十五日御歸城、六月十七日御出船、七月五日御歸城、七月廿五日御出船、八月廿一日御歸城、九月廿八日御出船、十月八日御歸城、十月廿日御出船、十一月廿七日御歸城、

凡今年六回御成、

史料169『尾藩世記』三(寛文八年)

- (五月十八日〔イ云、廿、三ノ日夜〕)
本日、馬走瀬ニ赴かる。六月十五日、帰城。
本年、六回ト云。

(中略)

六月十七日、馬走瀬ニ赴かる。七月五日帰城。

(中略・七月)

廿五日、馬走瀬ニ赴かる。八月廿一日、帰城。

(中略)

九月廿八日、馬走瀬ニ赴かる。十月八日、帰城。

史料170『瑞龍公實録』(寛文十年六月)

- 一、六月十四日、馬走瀬御湯治今日御出船、七月八日歸御、九月廿五日御出船、十月三日歸御、十月廿八日御出船、十一月十五日歸御、凡三回、

史料171『尾藩世記』三(寛文十年)

- 六月十四日、馬走瀬ニ赴かる。七月八日、帰城。
(中略)

九月廿五日、又馬走瀬ニ遊ハる。十月三日、公、馬走瀬より歸る。

(中略)

十月廿八日、公、又馬走瀬ニ往く。十一月十五日、公、馬走瀬より歸らる。

史料172『瑞龍公實録』(寛文十二年六月)

- 一、六月廿一日、馬走瀬御湯治御出船、閏六月廿八日歸御、九月六日御出船、同廿二日歸御凡今年二回、

史料173『尾藩世記』三(寛文十二年)

- 六月廿一日、馬走瀬ニ遊び、閏六月廿八日、帰城。
(中略)

九月六日、又馬走瀬ニ至り、廿二日、帰城せらる。

史料174『瑞龍公實録』(延宝二年七月)

一、七月朔日、馬走瀬御湯治御出船、八月朔日歸御、十月三日御出船「水

野ノ直熱田へ／被爲成、御出船云、」

同月晦日歸御、凡二回、

史料175『尾藩世記』三(延宝二年)

七月七日「イニ／朔日」、公、馬走瀬ニ至る。八月朔日、帰城。

(中略)

九月四日、馬走瀬。十月三日、熱田、同晦日、帰城。

史料176『瑞龍公實録』(延宝四年六月)

一、六月廿八日、横須賀御湯治御出船、八月廿八日、歸御、九月廿五日、

水野御笛山ノ直熱田御出船、十一月六日、歸御、凡二度「去年卯ノ

改馬走瀬、／號横須賀、」

史料177『尾藩世記』三(延宝四年)

(六月)

廿八日「イ十／八日」、横須賀ニ赴き、潮水浴をせらる。

(中略・八月)

廿八日、公、横須賀より帰る。

(中略・九月)

廿五日、水野山ニ巡し、笛鹿の遊狩あり。夫より熱田ニ到り、横須賀ニ赴

かる。

史料178『瑞龍公實録』(延宝六年五月)

一、五月十八日、横須賀御湯治、御出船、六月十七日、御歸御、八月三日、

御出船、御歸城未考、今年凡二回、

史料179『尾藩世記』四(延宝六年)

(五月)

十八日、横須賀邸ニ赴かる。

(中略・六月)

十七日、公、横須賀より帰城。

(中略)

八月三日、又横須賀邸ニ赴かる。

史料180『瑞龍公實録』(延宝八年十月)

一、十月十八日、横須賀御湯治、御出船「御種物御本／腹初而也、」

史料181『尾藩世記』四(延宝八年)

十月十八日、公、腫物本復を以て、横須賀ニ遊ぶ。月余、十一月廿九日、

帰城。

史料182『昔咄』第十一卷(天和元年)

天和元辛酉年、公方様御代替に付、諸国巡検使まわりしに付、尾州へも

武藤庄兵衛殿其外二人メ三人被レ来に付、為ニ案内ニ五味所左衛門・近松

孫兵衛兩人被 仰付、罷出て横須賀見分之節、庄兵衛殿、此海端は柵と見へ候と被申。孫兵衛申すは、なるほど御見分にては柵と見へ候か、是は波除にた、へ候、伊良子崎の波が白子へあたり、其あたりがこれへ来り候がゆへ、其波よけにた、へ置き候と申候へば、外兩人衆、なるほど左も可有と被申にて、庄兵衛殿もいかにもと被申候て相済み候由。それより長久手の方へ通られ候節、御国奉行衆札の辻へ出られし、三人衆、御用故のりて通り候とあいさつして、通られし由。これは、前々は下馬有之事也しが、いかゞといひしとぞ。

史料183 『瑞龍公實録』(天和二年七月)

一、七月五日、横須賀御湯治御出船、八月六日、御歸城、九月廿五日、御出船、十一月十九日、御歸城、凡二回、

史料184 『尾藩世記』四(天和二年)

(七月)

五日、公、横須賀二遊ふ。

(中略)

八月六日、公、横須賀より帰る。

史料185 『瑞龍公實録』(貞享元年七月)

一、七月朔日、横須賀御湯治、御出船、八月十八日御歸城、九月十日御出船、十月六日御歸城、凡二回、

史料186 『尾藩世記』四(貞享元年)

七月朔日、公、横須賀二遊ふ。

八月十八日、公、横須賀より帰る。

九月十日、又横須賀二遊ふ。

(中略)

十月六日、公、横須賀より帰る。

史料187 『瑞龍公實録』(貞享三年八月)

「一、八月廿五日、横須賀御湯治御出船、十月六日、御歸城、凡一回、」

史料188 『瑞龍公實録』(貞享五年六月)

一、六月十八日、知多郡横須賀御湯治、御出船、八月十一日、御歸城、十月十三日、御出船、十一月十一日、御歸城、凡今年二回、

史料189 『尾藩世記』四(貞享五年)

(六月)

十八日、横須賀浴場。八月十一日、帰城。

(中略)

十月十三日、再横須賀行。十一月十一日、帰。

史料190 『瑞龍公實録』(元禄三年九月)

一、九月廿七日、横須賀御湯治御出船、十一月三日、御歸城、凡一回、

史料191 『尾藩世記』四(元禄三年)

(九月)

廿七日、横須賀行。十一月三日、帰城。

史料192『尾藩世記』四(元禄四年)

知多郡横須賀湯治、今年限廢止せらる。

史料193『瑞龍公實録』(元禄五年十二月二十二日項)

一、知多郡横洲^原賀御湯治、去庚午年迄御出船、今年御在國々相止云、

史料194『瑞龍公實録』(元禄十三年七月)

一、七月廿五日、横須賀御屋敷奉行大原澁右衛門三男淺右衛門浪人、去

十六日夜、同所北御屋敷奉行大脇亦左衛門娘を大黒村浜^二而切殺、淺

右衛門義ハ伯父大原野之右衛門方江罷越候、野之右衛門分頭へ申達、

御僉議有之、不義之仕形重々不届^二付、揚り屋へ入置、大殿様へ申

上候處、斬罪被^レ仰付、

史料195『吏事隨筆』三卷十四(正徳五年二月)

正徳五年未二月、大道寺駿河守殿御渡之書付

一知多郡横須賀村御殿毀殘御家及大破、御修復難成、其上、当時御用に無之に付、不殘毀取、右明地外囲斗にいたし、御代官令支配候様にと被仰出候。此旨、如例、同心頭御国御用人へ可被申渡候。御代官へ申渡之儀は、御国奉行へ可被申聞候。

未二月

史料196『尾藩世記』七(正徳五年二月)

尾張領内御殿の記録

是月、横須賀邸を毀たる。但小亭一字を残す。

史料197『鸚鵡籠中記』卷之二十六上(正徳五年三月一日)

○戸田源五右衛門手にて、横須賀御殿を不殘こぼつ。御亭ばかり残す

史料198『尾藩世記』七(享保十六年九月)

九月二日、知多郡巡覽。是日、發途、大野二赴かる。母公御見舞として、

同処二至られ、同行して横須賀二赴かる。是夜、公ハ邸二宿られ、母公ハ

該町弥四郎方二宿せらる。

此時、土人亦踊を為す。公、邸二召て遊覽あり。踊子亦宣揚君母公の旅

宿二参す。母公、觀玉ハす。空しく帰るといふ。

〈地誌類〉

史料199「徳川光友筆和歌詠草「心なき」」

横須賀の浦にて／八月十五夜 海上の／月を

心なき あまのつりをや／とめて見む うへなき月の／こよひしのかけ

史料200『張州府志』卷第十八 中嶋郡

刈安賀行殿

在^二刈安賀村^一。敬公嘗營^レ之。以爲^二湯沐之地^一。瑞公時移^レ之。造^二横須賀行殿^一。故廢。謹按。刈安賀邑。民家殷阜。土地甚潤。往年亂世。鄰邑豪貴競聚^二此地^一。方言呼^レ塚爲^二須賀^一。刈安賀。和語猶^レ言^二質屋塚^一也。敬公經^二營行殿^一。頗有^二微意^一。

史料201『張州府志』卷第二十七 智多郡

横須賀行殿

在二横須賀村。寛文六年。瑞竜公浴二潮於此地。建二行殿。屢遊三于此。海岸建二一亭。名曰二臨江亭。勝概不レ可レ言。公薨後廢レ之。爲二田圃松林。只有二臨江亭。

史料202『塵点録』

横須賀御取立 寛文丙午知多郡馬馳村へ御殿御取立 御在国の節 夏秋両度養生のため御成汐湯へ入御

史料203『昔咄』第二卷

横須賀ハ始ハ馬走瀬といひしが、御馬の事に付、御心が、りの事ありしゆへ、これよりあけのかたに横須加（寛）といふ所ありしゆへ、其名を御とり有りて、横須賀と御つけありし由。これよりもとの横須賀をあげの横須加、後の横すかを浜のよこすかといひし由。御殿を臨江亭と称せられし。名護屋より五里あり。然れ共御供の衆、皆々具足を持たせて行きし由、智多郡に八方に御林をたてられ、堅く切らせられず、横須加へ御成の度毎に、水野権平御供せしが、直に御林まわれとて、早速権平被遣、御吟味有し。御隠密の事共有りて、権平に仰含み置かれし由。然るに近年智多の御林も伐らせられんとて、先づきだ山を伐らんとの沙汰を聞きて、権平罷出、瑞龍院様の思召の趣申達せしかバ、俄に相止みし。惣じて智多之内、所々の森林ハ、御世話にてうへつけし所多かりしとなん。

史料204『張州雜志』第三 知多郡

知多一郡之圖(図略・図内書き込み「御殿跡」「石垣百間」「石垣五十間」)(中略)

行殿 寛文六年 瑞龍公ノ浴シ玉フニ潮ヲ於此地ニ一建二行一殿一 公薨レ後廢レ之為メニ田一圃一 只臨江亭存ス

武林傳ノ愚案ニ云 有一馬豊一氏 天一正十八一年ノ役ヨリ以レ後於テニ尾一州 横一須一賀一領スニ三万三一千石ヲ一

横須賀行殿之圖(今南門及ノ臨一江一亭存ス)(図略・論考2挿図12及び13参照)

史料205『尾張名所図会前編』卷六

横須賀よこすか 古名馬走瀬こめいませといひて、紹巴せうはが「富士見道記にまはしといふ所までは、馬うまにて行きけるとある是これなり。元禄げんろくの頃、國君馬走瀬こくくんませに汐湯しほゆあびさせ給たまひし行殿あんどん、今も猶存せり。商家しょうかも數町の間軒あみぞのきをならべて、いと繁昌はんじやうの街なり。

(挿図略・論考2挿図15参照)

横須賀

衣の浦千鳥集

尾張国横須賀の

濱なみはいにしへ天の尾崎おしざきといふ中頃ハ衣の浦とて名高き歌枕なりしに保元の頃よりや馬走瀬の里と呼り来りしを天和年中に 邦君臨江亭を立ノ遊覽し給ひ 上の村ノ名によりて爰をも濱の横須賀とよハセノ給ふ 文字のめてたきノ故なりとそ(後略)

史料206 『尾張志』卷之五十六 智多郡

横須賀御殿

横須賀村ルあり寛文六年

瑞龍院君潮湯治し給ハんとて此地ル御殿を建たまひ 延宝 天和 貞享 元禄の頃まで度々遊び給へり ひとつても堀川の堀田より御船ルめされて 往来し給ひよし 横須賀日記といふ物ル見えたり 民百姓の夫役の煩ひをのぞかせ給ハむとて御渡海のミなりしとぞ 海岸カサガサに亭テウをいとなみ臨江亭と名づけ給ひし 其景趣殊ルすぐれたり 其頃の御哥

さる事ありて領せし国のかたハラちたの郡まはせといふ里にしハ
らく侍りしに折しも秋の最中海つらの月を見ル出侍りて

海の面にひかりハ秋の最中そと

しらてもしらめ今宵し乃月

御返し 普峯院君

うらやましさを今宵の秋の月

水乃面までひかりそふらむ

とむかしはなしに見へたり かくれ給ひし後 御殿ハ衰微し 松林のみの
これり

史料207 『金城温古録 凡例編之二 御建国部』

横須賀御殿地図

此図、尤稀有のもの、但、正徳以後の体なり。抑、当御殿の事、一説に、
其始、瑞龍院様御汐湯治之所と奉申は表向之御名目にて、御内実は、敬
公御代、異賊襲来遠見台をも御取建なし置れしかば、猶、其御あとを統

尾張領内御殿の記録

べ補はせらる、思召にや、万一の時、是迄、速に御出馬御采配有らせつ
るべき御本陣なる御結構のよし。尤、堅固御秘事故に、此御時代迄は乱
世を去る事遠からず、却て御武備の廉々しきは公辺へ御遠慮甚深かり
し。炮術師家をも多く御抱へは御遠慮にて、御職人・船大工などの名目
に成し置る、を以ても、当時の御風躰は察し奉るべし。今世のごとく、
炮台場の砦柵を築くを功とする世とは大に異なり。委しく云るものどて
は無之にや、いまだ見ず、今此図を以て考えば、実に往昔の御結構は、
乍恐、暗に其趣を伺ひ奉るべし。

横須賀御殿地図

(図略・論考2挿図11参照)

編年の記

寛文六丙午、知多郡馬走者、当地頭滝川権十郎「後彦」左衛門之文、
入道半斎菟裘之地而居之処、今年、有知行替而、厨料二成郡奉行支配之
右半斎宅地之跡、有御作事而、潮御湯治御滯座之飯屋と成、延宝三乙今
年九月廿一日、馬走瀬を改而横須賀と号。

昔咄 二ノ卷 十一ノ卷

横須賀御殿、始は馬走といひしが、御馬之事に付、御心懸り有し故、是
よりあげの方に横須賀と云ふ所ありし故、其名を御取有て横須賀と御つ
け有し由。是より元の横須賀をあげの横須賀、後の横須賀を浜の横須賀
といひしよし、御殿を臨江亭と称せられし。名古屋より五里有り。然れ
ども、御供の衆、皆々具足を持せて行し由。

知多郡に八方に御林をたてられ、堅く切らせられず、横須賀へ御成の度
毎に水野権平御供せしが、直に御林まわれとて、早速、権平被遣、御吟
味有し。御隠密の事ども有し、権平に仰含置れし由、然るに近年「得義

謹按に、昔咄しの序に元文三戊午とあれば、爰に云ふ近年は是を指しけるにや、瑞龍院様、元禄十三辰年御薨逝より元文三まで凡そ三十「九年」知多郡の御林も伐せられんとて、先、北山を伐んとの沙汰を聞いて、権平罷出、瑞龍院様の思召之趣、申達せしかば「得義謹按に、此御密事／承り奉り度き骨目なり」俄に相止みし。惣じて知多之内、所々之森林は御世話にてうゑ付し所多かりしとなん。「得義謹按、編年之記に曰、寛文八申四月九日御着城」廿七日御出船、渡御外馬走、六月十五日帰御、六月十七日御出船、七月五日帰御、七月廿五日渡御、八月八日帰御、九月廿八日渡御、十月八日帰御、十月廿日渡御、十一月廿七日帰御、其砌、御在国の年に凡そ折々渡御知多郡、御苦労に被思召なり。

十一卷、天和元辛酉、公方様御代替に付、諸国巡検使廻りに付、尾州へも武藤庄兵衛殿其外二人、メ三人被来に付、為案内、五味所左衛門・近松孫兵衛兩人被御付、罷出る。横須賀見分之節、庄兵衛殿、此海端は柵と見へ候と被申。孫兵衛申すは、なるほど御見分にては柵と見へ候が、是は波除にたて候、伊良子崎之波が白子へあたり、其あたりがこれへ来り候がゆゑ、其波よけにたて置候と申候へば、外兩人衆、なるほど左も可有と被申にて、庄兵衛殿もいかにもと被申候て相濟候由。

鸚鵡籠中記

正徳五乙未二月の条

横須賀御殿御毀、御亭計り残る。

得義謹按、正徳三年癸巳八月廿六日円覚院様、旧冬十月十八日真殿院様、御他界在せられ、晃禪院様御宗家に立せらる。其御時代の事、鸚鵡籠中記正徳四年七月之条に曰、晃公去冬より当春への御有様とは大に違ひ、御城にて御首尾、去頃、隼人正申上事有之由、其後、年寄衆同道、御内

証台所・表御台所迄廻り御休息、

(欠文)

御用所の結構さ、年寄衆も我折被申候。表御台所のむさきも我折被申候。其後、御休息所不残コボチ申様にと被申渡候。当時(そのかみ)円覚公被為立候御休息新御殿、一字も不残取毀、同廿八日暮より表出御と云々。御勝手ひしと御指支、盆前之御払、千両の方へ五両程也。御屋敷中御長屋もカレハテ、壁も落、雨は漏る明屋敷の躰、表御座之間御次も大に漏候得共、御差板もなしと云々。右表出御とは表御寝なるべし、此御時勢に乗じて、御国中にも横須賀御殿迄、此時廢せり。又、知多郡の御林は往初より御困ひにて、実は異国襲来の時、砦・柵・陣馬、伏兵の居と成りぬ。是皆、御預御林奉行の秘し伝へる所なりとぞ。然るに其持も転替して古義又廢すと云なり。

史料208『名古屋市史地理編』

横須賀御殿址

横須賀御殿は知多郡横須賀町大字高横須賀字御亭に在りき、方約百間、今田圃たり、寛文六年、藩主光友屢々此地に浴す、爲めに御殿を海岸に建て、[地形は／千賀志]「摩守、山本平太夫／の兩人見立なり」此に遊ぶ、名づけて臨江亭と云ふ、景勝甚だ佳なり、光友嘗て此殿に在りて和歌を詠じて曰く、

一海の面にひかりは秋のもなかそとしらてもしらめ今宵しの月
普峯院「光友／の女」の返しに曰く、

うらやましさをなこよひの秋の月水の面までひかりそふらんと、光友薨去の後、正徳五年二月、令あり、

知多横須賀村御殿毀殘御家及三大破一、御修復難レ成候、其上當時御用ニ無レ之ニ付、不レ殘毀取、右舊地外圍計ニいたし、御代官令ニ支配ニ候様にと被ニ仰出ニ候、其旨如レ例同心頭、御國御用人江可レ被ニ申渡ニ候、御代官江申渡之儀ニ而、御國奉行江可レ被ニ申聞ニ候、

作事奉行戸田源五右衛門見分を命ぜられ、二月十三日に取毀てり、然るに天明五年に至り、御殿を再興す、明治四年十月、終に之を毀つ、「尾張國誌、尾張志、塵點録、／連城亭隨筆、金府紀較、吏」〔事隨筆、昔咄、鸚鵡籠中記、政純日ノ記、首藤柳左衛門日記、岷山日記、〕

參 考

横須賀御取立 寛文六丙午年、知多郡馬馳走村に御殿御取立、御在國之節、夏秋兩度宛爲ニ御養生ニ御成、鹽湯に入御也、其前竹腰出雲三心入道蟄居し、今之御殿所に屋敷構へ罷有レ之、其後同郡大野村へ引越す、

別の翁云、昔し馬馳走村に横須賀某と云者有レ之、御殿御取立之前山をならし、地を堀に、古き棺を堀り出す、其内太刀等有レ之と、横須賀は本藪村へ近く小村也、今之御殿町家之所は馬馳走村と云、文字惡敷とて、凡て横須賀と號せらる、〔塵點録〕

〔横須賀御殿圖〕（據金城温古録）《論考2 挿図11 參照》

【大野御殿】

〔編年史料〕

史料209 『源敬様御代御記録』（元和三年）

一、此年、知多郡大野村江初而被爲 成、平野彦右衛門宅 御止宿被遊、

尾張領内御殿の記録

此節添至而大風ニ付、同所中村權右衛門小舟引連罷出、御案内仕候付、於舩中 御目見被 仰付、銀子被下、其上舩惣庄屋役被 仰付、御國大小之舟印を拵、御國中之海舩・小舟江買渡、代銀永々助力可仕旨被 仰出、

史料210 『源敬様御代御記録』（寛永六年三月）

一、此月、知多郡江被爲 成、大野村平野彦右衛門宅ニ 御止宿、

史料211 平野家文書「覚 御成御殿修復願（乍恐御願申上候御事）」（享保十一年五月）

乍恐御願申上候御事

源敬公様

瑞龍院様

泰心院様

圓覚院様

右御代々様 私祖父彦左衛門代々私代迄ノ為 御吉例 知多御国廻之御節ノ御 止宿被為 遊 乍恐難有仕合ノ奉好候 就夫 御座之間尔今圍置申候ノ

并御廣間 御臺所

圓覚院様御代迄御修覆等被為ノ仰付候 其後私為御冥加と奉存ノ乍恐自分以才覺年々御繕仕候得共ノ近年段々困窮仕 御繕等も得不仕ノ難義仕候御成御殿所々大破仕候分ノ先達而別紙ニ委細積書仕 指上申候ノ被為 聞召分ケ御修復被為ノ仰付被下候ハ、難有可奉存候 以上

享保拾壹年午五月

知多郡大野村

御宿 彦左衛門㊦

史料212 平野家文書「覚御成御殿修復願(御証文)」(享保十一年十一月)

(包紙)「御証文 大野村」

覚

一 源敬公様知多江 御成之節御宿之儀／被為 仰付候ニ付私祖父彦左衛

門儀 乍恐／難有奉存 御殿為冥加手前〆／取建申候 其後大破仕候故

御願上候処

延宝四卯年 享保拾壹年迄五拾貳年

御代官

一 金百両

太田弥五右衛門様

元禄九子年 享保拾壹年迄三拾壹年

御代官

一 金貳拾三両三分

服部重郎兵衛様

寶永五子年 享保拾壹年迄拾九年

御代官

一 金貳拾五両

加藤市郎兵衛様

右之通 御成御殿御破損積方仕指上ケ申／御金被下置 御修復仕候 其後拾

八年以前 寶永六／巳九月廿三日 圓覚院様為御吉例 知多／御国廻之御節

御止宿被為遊 乍恐難有仕合／奉存候 其後御冥加奉存 自分以才覚御繕等／

仕候 近年段々困窮仕候 御殿御破損積方／先達而指上ケ申候 此度被為

仰付被下候ハ、難有可奉存候 以上

知多郡大野村

享保拾壹年十一月

御宿 彦左衛門

安坂才右衛門様

史料213 平野家文書「御宿彦左衛門由緒書」(享保十四年)

一 唯今迄持来候御殿御廣間 御臺所

一 百九拾八年以前天文元年 居宅取建申候

一 百九拾七年以前天文元年 書院并次間 取建申候

一 地方四千三百三石八斗七升五合 備前殿御給地迄／先祖彦左衛門御

代官所被 仰付御用／相勤罷在候

一 百拾三年以前元和三巳年

源敬公様始而知多御嶋廻り被為 遊候／御節御宿被 仰付右書院自

分／繕仕 御成御止宿被為 遊 於／御殿先祖彦左衛門親子共 御目

見被為／仰付 御金頂戴仕 翌日野間村迄／御供仕 野間村ニ而御暇被

下置 罷帰候／翌午ノ年御年頭御目見被為／仰付難有仕来候

一 七拾壹年以前 万治貳年亥三月／瑞龍院様知多御嶋廻り之御節茂／右

為 御吉例御成御止宿被為／遊 祖父彦左衛門親子共於 御殿／御目

見被為 仰付難有御意之上／御羽織 御金頂戴仕 冥加相叶難有／仕合

奉存候

一 御国拜書被 仰付候節 祖父彦左衛門／拜書元々被 仰付 相勤御米廿

石宛／被 下置難有奉存候

一 五拾五年以前 延寶三卯年 御金百両／被 下置 右御金ヲ以 御殿 御廊

下／御廣間三ヶ所建直申候 御臺所者／所々繕仕候 其以後五拾壹年以

前／延寶七年未七月

泰心院様知多御嶋廻り之御節茂／右為御吉例御成御止宿被為／遊祖

父彦左衛門 御目見被為 仰付／御金頂戴仕難有奉存候

一 三拾四年以前 元禄七子年 御殿所々／破損仕候段 以積書御註進申上候

得者／御金廿三両三分被 下置 右御金ヲ以／御修覆仕候

一 式拾三年以前寶永四亥年地震ニ付／御殿所々破損仕候故翌子ノ年以

積書／御註進申上候得者御金式拾五兩被下置／右御金ヲ以御修覆

仕候／式拾老年以前寶永六丑九月／圓覺院様知多御嶋廻り之御節茂

／前々為御吉例御成御止宿被為／遊私親彦左衛門私共御目見被

為／仰付御金頂戴仕難有仕合奉存候

一 圓覺院様御成以後御殿所々破損／仕候得共為冥加乍恐自分以才寛／

御繕仕候

右之通相違無御座候以上

西ノ 知多郡大野村

六月 御宿 彦左衛門

史料214 平野家文書「平野彦左衛門由緒書」(明和八年)

先年由緒書年月等不詳ニ付／委相調

御上江書上候下書

明和八年八月御成ニ付書上

御殿御由緒 平野彦右衛門秀楨

松平太郎右衛門様御再調 月日不詳ニ付御訂

平野彦左衛門由緒

一 天正拾年六月二日信長公／於京都御生害此時

東照宮泉境御見物ニ御越／枚方ニ而御聞被遊伊賀路へ／懸り勢州白子へ

被出御船ニ而／知多へ御越被遊候此節大野湊ニ／御船懸り候由

彦左衛門方御泊被遊候由

一 慶長五年九月関ヶ原／御合戰御勝利翌六年／尾張一國知多ヲ除キ

忠吉君へ被進知多郡ハ

東照宮御領ニ被遊候大野領／三万石分平野彦左衛門／御代官被仰付相勤

一 同十一年知多郡

忠吉君へ御加増被進彦左衛門／御代官所御國奉行支配ニ／罷成候

一 同十六年四月

東照宮御上陸御帰名古屋へ／四月廿二日御着同廿三日熱田分

御船三州吉田へ御越

義直君御同船風烈シク／御船危キニ付知多へ御着

此節彦左衛門處御泊候由

一 寛永九年三月日不知

源敬公知多郡御巡見

大野平野彦左衛門處御泊

一 萬治二年三月五日

瑞龍公知多御巡見大野へ／御着岸

此節平野彦左衛門處御殿／出来但前々御休所有之候ニ付此

時取廣ケ御作事有之様子ニ／相見へ候

以上

史料215 平野家文書「浜方年寄役申付並び御國方配符判鑑」(天保十四年他)

(前略)

一 私御預

御殿之儀御屋根取葺ニ付御葺替之／度為御手当金四兩壹歩ツ、文政年

之ノ比迄御節々被下置候所 近來右御手当品ノ無御座候間 其已來ハ自普請を以兩三ヶ年目ノ御屋根替仕來申候事

一 天保十四卯年

源懿様知多

御巡覽之節ニ付 御本陣相勤候節ノ御預

御殿之儀ハ大破ニ付 難御用依之ノ居宅座敷等諸事自分賄を以修復仕

(後略)

〔地誌類〕

史料216 『張州雜志』第七 知多郡

大野村町小路之圖(凶略・凶内書き込み「御殿」)

【岐阜御殿】

〔編年史料〕

史料217 『瑞龍公實錄』(延宝三年七月)

一、七月廿二日、泰心公、岐阜へ被爲 成、

一本ニ、七月廿五日 中將様岐阜御成、一ノ宮御參詣、夫今圓城寺

源兵衛所ニ而御辨當、岐阜御着、長良へ御出船、御辨當場ニ而鮎之

石焼 御覽被遊候、翌日御歸、

史料218 『編年大略』(延宝三年七月)

一 同廿五日卯刻 泰心公 岐阜へ渡御 未下刻同所御殿へ着御 御供服

部小十郎 申刻船おいて鵜飼御覽 翌廿六日 辰刻城山へ御登所々御

覽 午刻御發駕 戌中刻御屋形へ帰御〔Ⓢ御供服ノ部小十郎〕

史料219 『鸚鵡籠中記』卷之二十八下(享保二年九月十二日)

〔十二日(中略)岐阜奉行竹尾茂右エ門上ケ物、鯉五本(生たるみこい也、

兼てはノ生たるあゆを上る筈也し)・大うなぎ二本。被下物、時服二(イ

一)。役所のうらに、敬公・瑞公等の御腰掛の跡あり。ここへ御成の時

被下。岐阜山にて餅・御菓子指上候処、御紋付御羽折被下。

〔地誌類〕

史料220 「濃陽志略」岐阜志

官舎 慶長五年秋已來 岐阜属我 神祖御領ノ大久保石見守長安掌事務建

行殿ノ慶長七年 神祖西廻駐駅于此 其後岡田ノ將監代而掌之 元和

元年大坂之役 東軍奏ノ捷 將軍秀忠公返旆 七月二十三日至岐阜ノ

宿 此行殿 元和五年以岐阜増封 張藩ノ其後廢行殿 元禄中ノ搆官舎

監吏居之

【土田御殿】

〔編年史料〕

史料221 『尾藩世記』一(寛永五年五月)

此行土田邸を建設せらる、といふ。邸ハ美濃国可児郡土田駅に在り。

史料222 『源敬様御代御記録』(寛永十三年三月)

三月廿九日

御參府ニ付、今日 御發駕、此節日光江 御豫參、木曾路 御旅行、今晚

土田 御止宿、

先是土田本陣ニ 御座之間御建添有之、此日 御止宿被遊、夫より
御殿下唱候様被 仰出、

于後、請予為記辭不獲命書其梗概等、以為他日之憑據云

尾藩書室監

君山

松平秀雲謹題

史料223『尾藩世記』一(寛永十三年三月二十九日)

(挿絵略)

印

此夜、小牧街道土田駅ニ宿せらる。

御本陣

本陣林某邸挾隘、寢間十畳一間なれハ、建添を命せられ、亭ニなつて、

林助重郎

止善殿と号せらる。

右之書付本陣方宝物御座候ニ付、只今ハ二品有り

寛永十三年

子三月頃

史料224「土田宿本陣由緒覚書」(寛永十三年他)

(表紙)

「慶長九年

恐乍奉願上候御事

九月十二日改

一 私先祖藤井助十郎代、慶長九年九月十二日関ヶ原御陣之節 大御所様

色々書付覚帳

助十郎方ニ御腰被為掛御休足被遊候処ニ、私義ハ不存寄御召出被遊候

濃州可児郡土田村

処ニ御宿被為 仰付候へ共、見苦敷居体ニ御座候間御断申上候、不苦

藤井助重」

候由被 仰付難有奉畏候、御機嫌よく御止宿被遊候、明ル十三日内田

止善殿記写

迄御案内仕候、又御帰之節、内田渡場迄善師野宿前田与七郎同道ニ而

土田之為駅也、在東山道、枕于吉蘇河、古曰大炊渡、承久之戦官軍守尾張

御迎ニ罷出候、御機嫌克御目見江仕候、其節内田舟人ニ五拾石之御祝

河九瀬、是其上流也地雖隸于美濃、然河通尾張、故云爾、関東之兵進破大

儀被仰付候由、其晚助十方ニ御止宿被遊候処、目出度為御褒美ト、向

炊渡、官軍敗積、是此地、其後織田右丞相父子征伐甲州、駐軍於此、庚子

後御殿御本陣ト御名付被下置候、并ニ乘馬、長刀、白鞘之大小、其外

之役 台徳公進軍討石賊、歴東山道亦過此駅、 東照神祖特賜朱章、以為

ニも御墨付等被下置難有頂戴仕候、然処ニ助十郎躬佐左右衛門、本陣・

東山道置郵、後林家殷阜、行旅安穩、我 敬公觀 東都、謁 日光、屢止

問屋・庄屋被 仰付候処、尾州へ參候跡ニ而隱居焼失仕候、小刀之長

此駅、故築亭館、名曰止善殿、蓋取諸大学諸也、世所謂土田行殿是也、駅

刀之義も焼失致シ、只今ニ而残り申者ハ御書者并ニ御墨付御座候御事

有郷豪、曰林氏、世居此、右丞相會宿此家、賜物有差、 台徳公西征之日

一 私先祖寛文三申三月ニ、藤井助十郎義ハ延宝元年ニ病身罷成、御本陣

亦為郷導等以故 敬公命林氏守行殿、且為駅亭長、今也林氏欲伝其事以示

難相勤り候江共、躬未熟ニ而相勤り不申候ニ付、無扨同郡石原村より

三右衛門ト申者相頼相統仕度候処ニ、短命ニ而無程相果申候、其後御代官三浦又太夫様御差図ニ而、御高宿本陣伊左衛門肝煎ニ而、徳兵衛ト申者養子仕候、右徳兵衛躬病身、右間屋役之義相統不申候ニ付、御高宿枝郷末国村より久助ト申者養子仕候而本陣相統仕候、又々久助困窮ニ而吉左衛門ト申者江久助躬惣右衛門掣養子、吉左衛門方江遣シ置申候、右久助本陣相統難成候ニ付、林惣右衛門本陣之明跡を只今相勤居申候、右ハ藤井助重郎代ニ御殿并ニ御本陣ト被 仰付候、殊ニ御目見、帯刀、名表之由統御座候ニ付、近年御免被為遊候

右徳兵衛躬新吉ト申者御座候処、是又

(後欠)

〔付記〕

本稿編集・執筆にあたり大場優士氏より『ケンプエル江戸参府紀行』等、史料所在情報の提供を受けた。他にも未刊行の史料情報を紹介されており、これらの紹介は今後の課題とするとともに、情報提供について厚く御礼申し上げる次第である。